

No.1 ○豊明市議会定例会3月定例会月議会会議録(第1号)

平成25年2月26日

1. 出席議員

1番	川上 裕	議員	2番	毛受 明宏	議員
3番	近藤 千鶴	議員	4番	近藤 善人	議員
5番	近藤 恵子	議員	6番	藤江 真理子	議員
7番	近藤 郁子	議員	8番	三浦 桂司	議員
9番	一色 美智子	議員	10番	杉浦 光男	議員
11番	早川 直彦	議員	12番	山盛 左千江	議員
13番	平野 龍司	議員	14番	平野 敬祐	議員
15番	村山 金敏	議員	16番	伊藤 清	議員
17番	月岡 修一	議員	18番	堀田 勝司	議員
19番	前山 美恵子	議員	20番	安井 明	議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	成田 宏 君	議事課長	松林 淳 君
議事課長補佐 兼庶務担当係 長	石川 晃 君	議事担当 係長	馬場 秀樹 君

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	石川 英明 君	副市長	小浮 正典 君
教育長	市野 光信 君	参事兼 市民生活部長兼 健康福祉部長	神谷 巳代志 君
行政経営部長	伏屋 一幸 君	経済建設部長	横山 孝三 君
消防長	成田 泰彦 君	教育部長	津田 潔 君
秘書政策課長	鈴木 美智雄 君	財政課長	吉井 徹也 君
総務防災課長	相羽 喜次 君	高齢者福祉課長	原田 一也 君

医療健康課長	加藤賢司君	都市計画課長	野村芳明君
環境課長	土屋正典君	会計管理者 兼出納室長	深谷義己君
代表監査委員	古橋洋一君	監査委員事務局長	前田鑛君

5. 議事日程

- (1) 会議録署名議員の指名
- (2) 議席の一部変更について
- (3) 諸報告
- (4) 施政方針・当初予算(案)上程・提案説明
 - 議案第1号 平成25年度豊明市一般会計予算について
 - 議案第2号 平成25年度豊明市国民健康保険特別会計予算について
 - 議案第3号 平成25年度豊明市下水道事業特別会計予算について
 - 議案第4号 平成25年度豊明市土地取得特別会計予算について
 - 議案第5号 平成25年度豊明市墓園事業特別会計予算について
 - 議案第6号 平成25年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計予算について
 - 議案第7号 平成25年度豊明市有料駐車場事業特別会計予算について
 - 議案第8号 平成25年度豊明市介護保険特別会計予算について
 - 議案第9号 平成25年度豊明市後期高齢者医療特別会計予算について
- (5) 報告第1号 専決処分事項の報告について(損害賠償の額の専決処分)
- 報告第2号 専決処分事項の報告について(損害賠償の額の専決処分)
- (6) 議案上程・提案説明・討論・採決
 - 議案第10号 公平委員会の委員の選任について
 - 議案第11号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- (7) 議案上程・提案説明
 - 議案第12号 市道の路線認定について
 - 議案第13号 豊明市総合計画条例の制定について
 - 議案第14号 豊明市スポーツ推進計画審議会設置条例の制定について
 - 議案第15号 豊明市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
 - 議案第16号 豊明市情報公開条例の一部改正について
 - 議案第17号 災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例の一部改正について
 - 議案第18号 豊明市行政改革推進委員会設置条例の一部改正について
 - 議案第19号 豊明市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する

条例の一部改正について

- 議案第 20 号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 議案第 21 号 豊明市税条例の一部改正について
- 議案第 22 号 豊明市手数料徴収条例の一部改正について
- 議案第 23 号 豊明市立視聴覚ライブラリー条例の一部改正について
- 議案第 24 号 豊明市福祉体育館条例の一部改正について
- 議案第 25 号 豊明市体育施設条例の一部改正について
- 議案第 26 号 豊明市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 議案第 27 号 豊明市障害者自立支援法施行条例の一部改正について
- 議案第 28 号 豊明市道路占用料条例の一部改正について
- 議案第 29 号 豊明市前後駅前広場管理条例の一部改正について
- 議案第 30 号 豊明市公共用物の管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 31 号 豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 議案第 32 号 平成 24 年度豊明市一般会計補正予算(第5号)について
- 議案第 33 号 平成 24 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第 34 号 平成 24 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第4号)について
- 議案第 35 号 平成 24 年度豊明市土地取得特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第 36 号 平成 24 年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第 37 号 平成 24 年度豊明市有料駐車場事業特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第 38 号 平成 24 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第3号)について

(8) 議案上程・提案説明・質疑

- 議員提出議案第1号 豊明市議会基本条例の一部改正について
- 議員提出議案第2号 豊明市議会委員会条例の一部改正について
- 議員提出議案第3号 豊明市議会会議規則の一部改正について
- 議員提出議案第4号 市長の専決処分事項の指定についての一部改正について

6. 本日の会議に付した案件

- (1) 会議録署名議員の指名
- (2) 議席の一部変更について
- (3) 諸報告
- (4) 施政方針・当初予算(案)上程・提案説明

議案第1号から議案第9号まで

(5) 報告第1号及び報告第2号

(6) 議案上程・提案説明・討論・採決
議案第10号及び議案第11号

(7) 議案上程・提案説明
議案第12号から議案第38号まで

(8) 議案上程・提案説明・質疑・討論・採決
議員提出議案第1号から議員提出議案第4号まで

(9) 議案上程・提案説明・質疑・討論・採決
議員提出議案第5号 豊明市議会政務活動費の交付に関する条例の制定について

議員提出議案第6号 豊明市議会政務活動費の交付に関する条例の制定について

(10) 議案上程・提案説明・討論・採決

決議案第1号 市長の職権濫用問題及び農地法違反等の調査に関する決議

(11) 市長の職権濫用問題及び農地法違反等調査特別委員会の委員の選任

午前10時開会

No.2 ○議長(安井 明議員)

皆さんおはようございます。

本日、平成25年3月定例会月議会が開催されるに当たり、定刻にご参集をいただきありがとうございます。

ただいまの出席議員20名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年3月定例会月議会を開きます。

なお、本日の議会開催に当たり、報道関係者よりテレビ収録の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご承知願います。

市長よりあいさつを願います。

石川市長。

No.3 ○市長(石川英明君)

皆さんおはようございます。

本日、平成25年3月定例会月議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

早いもので、東日本大震災から間もなく2年が経過しようとしています。

しかしながら、いまだに復興の歩みは遅く、仮設住宅や公営住宅などで過ごされている

被災者の方々は全国に広がり、31万5,000人を数えています。

道路や鉄道などインフラについても、全面復旧に至るまでには、まだまだ相当な時間を要すると言われてしています。

特に、原子力発電については、政府や東京電力などの尽力はあるものの、技術力の問題もあり、廃炉に向けた作業が思うように進んでいない状況であります。

改めて被害の大きさを痛感するとともに、一刻も早い復興を願わずにはられません。

そして、二度とこのような災害が起きないよう、各自治体においては最大限、その要望に努めなくてはならないと考えております。

具体的には、地震や風水害への対策はもとより、原子力発電に頼る我々のライフスタイルや、エネルギーに対する考え方も変えていけるような施策を、本市のような小さい自治体から始めていくことが重要だと考えています。

災害や事故は、何の前触れもなく突然やってくることから、日ごろの準備が非常に大切であることは、ご承知のとおりであります。

来年度の予算につきましては、後の施政方針で詳しく申し述べますが、先ほど申し上げたことを踏まえ、市民の皆様の安全・安心に十分配慮するとともに、新たなエネルギーの創出に関する事業を加えた予算編成となっております。

さて本日、本定例月議会に上程をさせていただきました案件は、専決案件2件、人事案件2件、条例等案件19件、予算案件16件、その他案件1件の合計40議案でございます。

いずれの案件も十分ご審議を賜りまして、全ての案件をお認めいただきますよう、お願いを申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。

No.4 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

本定例月議会の議事運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会で日程等をご協議いただいておりますので、その結果を委員長より報告願います。

毛受明宏議会運営委員長。

No.5 ○議会運営委員長(毛受明宏議員)

皆さんおはようございます。

議長よりご指名がありましたので、議会運営委員会の審査結果についてご報告を申し上げます。

今期定例月議会の運営について、去る2月22日に委員会を開催し、協議をいたしました。その結果につきましては、既に皆さんに文書でお知らせしてありますので、主な事項のみご報告をいたします。

初めに、本定例月議会の会議日程につきましては、お手元に配付されておりますとお

り、本日から3月22日までの25日間とし、一般質問につきましては、代表質問として3名の議員より、また個人質問として10名の議員より通告がありましたので、2月28日、3月1日及び4日の3日間を質問日に充てることとし、2月28日に代表質問3名を、3月1日及び4日に、それぞれ5名の個人質問を行うことといたしました。

次に、付議案件の取り扱いについてであります。議案第1号から議案第9号までの9件は、平成25年度の当初予算でありますので、本日、市長より一括して施政方針とともに説明がなされます。

なお、この当初予算議案9件につきましては、予算特別委員会を設置して付託することといたしました。

さらに、報告案件2件につきましては、理事者より説明を受けた後、質疑を行います。

続いて、議案第10号及び議案第11号につきましては、人事案件でありますので、本日即決することといたしました。

また、その他の議案につきましては、全て所管の各常任委員会に付託することといたしました。

次に、陳情等につきましては、お手元に配付されておりますとおり、陳情第1号は建設消防委員会に付託することといたしました。

なお、議席の一部変更につきましては、本日の日程2で議長から諮られる予定でありますので、ご承知お祈りいたします。

さらに、議員提出議案4件につきましては、一括して提出者より説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略して討論・採決を行うことといたしました。

最後に、議案等の質疑は、同一議員につき同一議題について2回以内とし、「議案等質疑に関する事項」を遵守していただきますよう、お願いいたします。

なお、通告期限につきましては、議案等質疑の通告が3月4日の午後5時まで、委員会付託をされました議案に対する討論の通告が3月21日の正午まででありますので、お間違えのないようご留意を願います。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.6 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

ただいま報告がありましたとおり、今定例月議会の議会期間は、お手元に配付をいたしました会議日程表のとおり、本日から3月22日までの25日間といたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付をいたしました議事日程表に従い会議を進めます。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により市長以下関係職員の出席を求めたので、報告いたします。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

豊明市議会会議規則第81条の規定により、2番 毛受明宏議員と19番 月岡修一議員を指名いたします。

日程2、議席の一部変更についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付をいたしました議席変更表のとおり、議席の一部を変更することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.7 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、お手元に配付をいたしました議席変更表のとおり、議席の一部を変更することに決しました。

ただいま、議席が変更されました議員の方は、直ちに新議席にご着席を願います。

(新議席に着席)

No.8 ○議長(安井 明議員)

日程3、諸報告に入ります。

初めに、監査の結果について代表監査委員より報告を願います。

古橋代表監査委員。

No.9 ○代表監査委員(古橋洋一君)

おはようございます。

ご指名をいただきましたので、例月出納検査及び定例監査の結果報告の補足説明を申し上げます。

初めに、地方自治法第235条の2第1項の規定により、例月出納検査を実施しましたので、その結果に関する報告をするものでございます。

内容につきましては、提出書の検査の対象欄に記載されておりますように、会計管理者所管に係る現金の平成24年10月から同年12月までの各月末日現在の出納保管の状況を、平成24年11月28日、12月26日、平成25年1月28日に、それぞれ関係者の出席を得まして、例月出納検査表をもとに関係帳簿と指定金融機関等の残高証明書により、照合調査をしたものでございます。

検査の結果につきましては、一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び基金は、適正に処理されていることを認めるものでございます。

続きまして、地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により定例監査等を実施しましたので、その結果に関する報告をするものでございます。

内容につきましては、定例監査として、予算の執行並びに事務事業の実施状況につい

て、生涯学習課及び環境課を11月に、産業振興課及び総務防災課を12月に、都市計画課を1月に監査したものでございます。

なお、監査の結果につきましては、11月に実施した生涯学習課においては、レストラン用機器保守委託の契約事務において、契約書の内容に不足な点が見受けられたので、留意されたいという件。

次に、12月に実施した産業振興課においては、農地・水保全管理支払交付金 活動事務指導業務(前期)の請書において、支払期限に関する項目の記載に不足な点が見受けられたので、留意されたいという件。

総務防災課においては、豊明市防災マップ増刷の請書において、規格等に関する添付書類に不足が見受けられたので、留意されたいという件。

そして、1月に実施した都市計画課においては、公園施設長寿命化計画策定業務において、指名競争入札により契約を行っているが、請負契約等の公表に関する取扱要領に定められる手順がとられていないので、適正な処置をされたいという件でございます。

これらの指摘については、各課において速やかに適正な処理をさせたものでございます。

その他につきましては、総体的に適正な処理がなされていることを認めたものであります。

なお、例月出納検査及び定例監査等の詳細につきましては、提出書のとおりでございますので、ご一読いただきたいと思います。

以上でございます。

No.10 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

続いて、今定例月議会の開催通知日までに受理した陳情等について報告をいたします。

お手元に配付いたしました陳情付託表のとおり、陳情第1号は、建設消防委員会に付託することといたします。

この際、お諮りいたします。ただいま付託いたしました陳情1件については、豊明市議会会議規則第44条第1項の規定により、3月22日までを審査期限といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.11 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま付託いたしました陳情1件については、3月22日までを審査期限といたします。

次に、去る12月定例会月議会において議決されました「豊明市・日進市議会議員合同研修会」への議員の派遣については、お手元に配付をいたしましたとおり、終了したことを報告いたします。

以上で諸報告を終わります。

日程4、施政方針・当初予算(案)上程・提案説明に入ります。

議案第1号から議案第9号までの平成25年度の一般会計及び各特別会計の予算案を一括議題といたします。

石川市長、登壇にて説明を願います。

No.12 ○市長(石川英明君)

施政方針。

豊明市議会平成25年3月定例会月議会に当たり、平成25年度の市政運営に対します所信と平成25年度豊明市当初予算案を申し述べ、議員の皆様並びに市民の皆様のご理解とご賛同を賜りたいと存じます。

私は、市長就任より「人が尊ばれる社会の実現」を政策の基軸に据えて、全ての物事に臨んでまいりました。

この間、議会においても多くのご議論をいただき、ご協力を賜りながら、全てを広く公開する中で一歩ずつ進んできた実感しております。

さて、国においては、閉塞感が漂う中、政権交代がなされ、緊急の経済対策が次々と出されております。

中でも、これまでにないありようとして、平成24年度補正予算と一体となった平成25年度予算案は、いわゆる15カ月予算と称しているとおおり、異例づくめと言っても過言ではありません。

このような即効性を重視した公共事業依存の景気対策と過度な金融緩和が、賃金上昇なきインフレを招来しないか危惧されるところです。

国においては「復興・防災対策」、「成長による富の創出」、「暮らしの安心・地域活性化」の実現を重点事項とした平成25年度予算編成を行い、一般会計92兆6,115億円の予算案を閣議決定しております。

ただし、その財源の多くは、新規国債発行額を前年度比小幅減の42兆8,510億円としており、公債依存度は46.3%で、平成24年度補正予算の過度な国債依存も考慮すると、財政健全化がもう一つの重点事項とも言える厳しい予算編成となっております。

私は、マニフェストとして、「市民の負担軽減」、「暮らしやすいまちへ」、「市民参画と人づくり」、「財源をつくる」、「お役所体質の改善」、「議会改革」、以上の6つの柱を掲げました。

行き過ぎた競争社会が生んだ格差と長引く不況により、市民はさまざまな問題に直面し、痛みを耐えながら暮らしています。

そうした状況を少しでも解消するために、しがらみとなれ合いから脱却し、勇気を持って変革へとかじを切っていこうと、行政を進めてまいりました。

豊明市は昨年、市制 40 周年を迎えました。歴史と文化、豊かな自然と住環境など、豊明市ならではの独自の魅力、すばらしいポテンシャルを再発見した1年でした。

市制 40 周年に当たり、私は従来の一方向的に市民の皆様サービスを提供する行政の姿から一歩踏み出し、地域の皆様と会話し、ともにまちをつくっていく「新しい公共」元年と昨年を位置づけました。

この「新しい公共」を平成 25 年度はさらに進め、市民の皆様の安全と安心を担保しながら、優先課題を決め、将来の豊明市の発展につながる「新しい経済」の礎を市民の皆様とともに着手していく、それが新年度を前にした私の決意です。

これまでに実現をさせていただきましたマニフェスト事業を継続することに加え、本年度の予算案では、さらに市民目線に立ち、「防災と安全安心の力」、「子育てと教育環境の力」、「市民協働の力」、「次世代に向けたまちづくりの力」という4つの力の向上に集中しながら、マニフェストをさらに推進していかなばならないという覚悟を持っています。

まず、安全・安心・快適な環境づくりの観点から、地域安全監視員の増員等、防犯のための警戒態勢を高めてまいります。

いつ訪れるかわからない災害に対しては、防災拠点の耐震化、非常時への備えを高度化させてまいります。

耐震補助については、シェルター等、多様な補助の形態を実現します。

また、市民の暮らしを豊かにする新エネルギーの導入や省エネルギーのあり方についても、具体的な検討を行います。

民間が進めるまちづくり事業の後押しも強化します。

子育て支援、教育環境の充実のため、障がい児の通所・居宅サービスの拡充や発達支援にきめ細かな手当を、また、病児・病後児保育の拡充を図ります。

学校においては、放課後子ども教室の拠点を増やします。

さらに、給食の賄材料費の公費負担の拡充を図ります。

このように若い世代が豊明で住み続けてくれる、他市町から移り住んでもらえる魅力あるまちとすることで、ご高齢の方も安心して住んでいただける成熟住宅都市を実現してまいります。

一方で、厳しい財政状況の中、事業実施を進めていくには、基金の積み立てや取り崩し、市債残高の推移など、中・長期的な財政運営に配慮する必要があります。

年度間調整や緊急用の財源となる市の貯金ともいえる財政調整基金の残高は、平成 23 年度末約 11 億 9,500 万円から、平成 24 年度末には約 3 億 5,000 万円増の約 15 億 4,600 万円となる見込みとなりました。

また、市債の残高については、平成 23 年度末全会計約 224 億 1,000 万円だったものが、平成 24 年度末では約 218 億 9,000 万円となり、約 5 億 2,000 万円の市債を減らすことがで

きました。

このように厳しい歳入状況のもと、歳出全般にわたり事業の必要性、優先性、投資的効果など十分精査し、見直しを図ることにより、歳出の抑制を図り、経費の効率化に努めました。

厳しい財政運営は今後も続きますが、本市は、行財政改革を推進し、健全な財政を維持するよう努めてまいります。

以上のことを踏まえまして編成いたしました平成 25 年度予算は、

一般会計	178 億 3,200 万円
特別会計	124 億 9,580 万円
合 計	303 億 2,780 万円

であります。

平成 24 年度と比較いたしますと、一般会計においては4億円、2.3%増となります。

その要因は、義務的経費において、人件費で5,139万円の減額、公債費で3,742万円の減額に対し、扶助費で1億 1,062万円増額しており、義務的経費全体で2,179万円の増額となっております。

また、投資的経費においては、防災・減災対策として、施設の改修等を順次計画的に進めていくために2億 4,379万円増額しており、その他の経費においても、1億 3,440万円増額となっているものです。

また、経済対策が喫緊の課題として国の政策となった今、いち早く、その方向に沿って予算の編成を行い、まちの社会資本を防災・減災の視点から強化するため、教育施設も含め総額で約2億 7,600万円の平成 24 年度事業への前倒しを行いました。

この前倒しにより、平成 25 年度に国が交付する地域の元気臨時交付金が算定されることとなっております。

特別会計では、8つの会計で5億 3,890万円、4.5%の増となり、その主な要因は、国民健康保険、介護保険などの医療費等の伸びによるものであります。

一般、特別両会計を合わせますと9億 3,890万円増となり、平成 24 年度予算を 3.2%上回る予算編成となっております。

以下、予算案の主要な施策につきまして順次、ご説明を申し上げます。

まず、歳入のご説明をさせていただきます。

市税につきましては、当初予算における対前年度比較では市税全体で2億 2,800万円余、率にして2.4%の増となる96億 660万円余を計上いたしました。

このうち個人市民税については、厳しい雇用環境から所得額の横ばいと勤労者の減少を見込み、前年度比 1.4%減の40億 5,900万円余を、法人市民税については、平成 24 年度における市内企業の業績回復基調を考慮し、前年度比 20.3%増の5億 2,760万円余といたしました。

また、固定資産税にあつては、3年に1回の評価替えを終え、おおむね横ばいの見込みの中、償却資産において大規模施設の改修を加味する等して、前年度比1億260万円余の増となる39億900万円余を見込んでおります。

たばこ税についても、平成22年度の値上げによる喫煙数量の一時的な減少からの回復と、県たばこ税からの税源移譲が見込まれるため、前年度比では28.2%増の4億1,690万円余といたしました。

地方譲与税及び各県税交付金等は、平成24年度実績並びに国の見込み等を考慮して、それぞれ計上いたしました。

地方交付税につきましては、前年度同額の8億5,000万円を計上いたしました。

国庫支出金につきましては、子ども手当制度から児童手当制度への改正に伴い、実績見込みによる減が1億3,000万円余の減、社会資本整備総合交付金で4,200万円余の減、大原公園の事業実績に伴う2,300万円余の減等に対し、心身障害者福祉費での5,200万円余の増、体育館耐震工事での1億2,000万円余の増等を勘案し、前年度比2,000万円余の減額をした、21億140万円余といたしました。

寄附金については、日本中央競馬会より平成24年度実績を考慮し、2億円余を計上いたしました。

繰入金は、前年度比5,200万円の増とし、財政調整基金より3億6,000万円を繰り入れることといたしました。

市債は、庁舎耐震事業に8,800万円、体育館耐震等整備事業に2億9,170万円、図書館改修整備事業に1,270万円など、各事業に伴うもののほか、臨時財政対策債は前年より4,000万円増額の9億円を計上し、市債合計では前年度比9.4%増、1億1,110万円増額の12億9,240万円といたしました。

次に、歳出を説明いたします。

歳出の状況につきましては、第4次豊明市総合計画の施策の大綱に沿って順次ご説明を申し上げます。

1. 安全・安心で、うるおいのあるまちづくり

(1) 環境保全

新エネルギー対策を推進し、地球温暖化対策の一環としての、住宅用太陽光発電システム設置費補助金を増額、環境負荷の低いエネルギーへの転換(新エネルギーシフト)を支援します。

また、新たに次世代まちづくりの観点から、既存のエネルギー依存からの自立や省エネルギー、さらには新しいエネルギーの地域内での創出と循環を指向する具体的な検討に入ります。

これには、専門の組織を設けて、特に推進を図ることとしております。

(2) 水と緑の環境づくり

公園は子どもの遊び場でもあり、高齢者の憩いの場でもある市民生活に最も身近な公

共施設です。

また、まちづくりを面的に捉えた場合、自然、住空間、防災を結ぶ重要な要素となります。

より安全で地域の特性や実情に即した公園となるよう、整備、維持管理に努めてまいります。

本年度も、小松公園について地域懇談会を開催し、地域とともに考え、ニーズに見合った改修をいたします。

また、二村山緑地においては、あいち森と緑づくり事業を活用して、地域活動の参画を得ながら散策路などの整備に努めます。

平成 14 年度から整備を進めてまいりました勅使水辺公園につきましては、地域や関係機関の協力を得て、開所を祝うウオーキング大会を開催いたします。

(3)生活安全・安心

東海、東南海・南海地震の発生が懸念されることから、引き続き公共施設の耐震化を進めてまいります。

本年度は、庁舎、体育館の耐震補強工事や、保育園、図書館等の耐震診断を行います。

年々増加する救急要請に対応するため、引き続き救急業務の高度化を図ってまいります。

藤田保健衛生大学病院に導入される「ドクターカー」と連携し、救命率の向上を図ってまいります。

救急救命士の新規養成や気管挿管の処置を行うことができる救急救命士の養成のほか、救急救命士の知識や技術をより一層向上させるため、医療機関のドクターカーに乗り込む研修を実施いたします。

これにより、医療機関との連携・協力関係を強化し、傷病者の救命率向上に努めてまいります。

地域の安全対策につきましては、愛知県全域では犯罪件数が減少傾向にありますが、本市では、窃盗犯罪が増加しております。

安全なまちづくりに向け、地域安全監視員を増員し、防犯対策に取り組んでまいります。

また、青色パトロール車仕様の公用車を増車し、夜間でのパトロールを実施してまいります。

2. 健康で安心して暮らせるふれあい・支えあいのまちづくり

(1)健康

予防接種事業においては、本市で昨年度まで任意で行っていたインフルエンザ菌b型と小児用肺炎球菌及び子宮頸がんの3ワクチン予防接種が、平成 25 年度から定期予防接種となりました。

なお、任意予防接種の高齢者肺炎球菌ワクチンの助成は引き続き行い、市民の経済的負担の軽減と健康増進を図ってまいります。

また、他の各種健康診査及び保健指導も引き続き実施してまいります。

がんの予防・検診体制の強化として、がん検診推進事業では、引き続き子宮頸がんと乳がん及び大腸がんに、一定の年齢を対象とした「がん検診無料クーポン券」を引き続き発行してまいります。

また、平成 25 年度においては、健康保持及び医療費削減の取り組みとして、年間医療費 500 万円とも言われる人工透析患者の方を代表とする慢性腎臓病対策に積極的に取り組みます。

医師会と保健センターが連携をとりながら、慢性腎臓病の予防から治療につなげるシステムを構築するとともに、腎機能改善教室を開催し、市民の皆様の健康管理に貢献できる取り組みを展開してまいります。

(2) 社会福祉

市民の皆様の暮らしやすさを高めていくことは、成熟住宅都市の実現に欠かせません。平成 25 年度もきめ細やかな施策を推進してまいります。

子育て支援につきましては、まず、保育料の軽減を行ってまいります。

昨年度、延長保育料を無料化しましたが、本年度は、中間所得層を中心として、保育料そのものを平均で5%強軽減いたします。

また、障がいのある児童の支援として、保育園等に指導員が巡回し、発達障がい等の児童の保育の支援を行います。

さらに、母子通園施設である「どんぐり学園」で、発達に合わせた児童単独での療育を実施してまいります。

良好な保育環境を実現するため、保育園の空調設備設置工事を行い、全園冷暖房完備となります。

障害者自立支援法が、平成 25 年 4 月から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)に改正され、障がい者の範囲に難病等が加えられます。

現行の障がい者相談支援センター“フィット”を、基幹相談支援センターに位置づけ、相談支援業務のさらなる強化を図ってまいります。

また、生活保護世帯が増加する中、就労支援を強化し、自立を促すとともに、レセプト点検も強化し、医療扶助の適正化を図ってまいります。

高齢者福祉につきましては、急速に進む超高齢社会を迎え、医療、看護、介護、住まいが連携し、高齢者の皆様が、いつでも在宅で安心した生活が送れるまちづくりを目指していきます。

そのために、新たに地域ケア推進係を設置し、在宅医療ネットワークシステム「いきいき笑顔」のさらなる機能強化を図るなど、医療・介護・福祉など多職種連携による高齢者支

援を行い、日本をリードする「地域包括ケアシステム」の構築を推進してまいります。

(3) 社会保障

福祉医療制度では、子育て世帯の負担を軽減するとともに、子どもたちが安心して必要な医療が受けられるように、引き続き医療費の助成を行ってまいります。

なお、未熟児を対象とした療育医療助成制度が、愛知県より事務移譲されます。

3. いきいきとした賑わいと活力あふれるまちづくり

(1) 道路・交通

市道桜ヶ丘沓掛線は、市民参加で工事の具体化に入りました。市民の皆様と協議を重ね、一部トンネル工法を採用いたしました。この工法により、魅力ある景観が確保されます。

開通により、まちの活性化も期待できます。

また、主要地方道路瀬戸大府東海線の慢性的な交通渋滞解消と幹線道路のネットワーク化が促進され、都市機能の円滑化が図られます。

また、地震等による大規模災害発生時には、近隣市町から人員及び物資等の配送並びに避難路として利用が可能となります。

土木施設については、維持管理の充実を図り、機能の保持に努めます。

また、豪雨災害に備え、天王川水位計の設置や排水路等の改修を行い、水害に強いまちづくりを進めることで、市民の安全で安心な生活環境を整えていきます。

交通安全施設につきましては、歩道やガードレール、道路反射鏡などの整備を進め、安全・安心なまちを目指してまいります。

(2) 市街地・住宅

第4次豊明市総合計画、都市マスタープランをもとに、本市の持つ豊かな自然や交通条件などの特性を生かし、活気あるまちづくりを進めてまいります。

住民満足度の高い快適な市街地並びに住環境を実現できるよう、市民とともに進めてまいります。

なお、市の南部、北部の土地利用を図るため、専門職員を配置し、開発のあり方について検討してまいります。

次の世代の市民に引き継いでいくべき活力あるまちづくりを考えると、このような取り組みが必ず開花するよう、成果を導く調査研究を進めてまいります。

(3) 産業振興

本市は、市の東部から南部にかけて、農業基盤が整った優良農地が広がっております。貴重な食糧生産機能の維持、向上に努め、農地の保全、整備を進めてまいります。

農業については、将来にわたって活躍いただける担い手が大切です。

人・農地プランの新規就農支援等を通して、担い手の創出、支援を図り、広く市民の皆様の暮らしのそばに、「農」があるまちづくりを進めてまいります。

また、土地改良事業の完了から40年ほど経過しており、施設の老朽化に伴う改修工事を実施してまいります。

まちの活性化には商工業の発展は欠かせません。商店街に賑わいを取り戻すため、鉢物取り扱い日本一の豊明花き市場の協力を得ながら、花の街をテーマとして、商工会の商業活性化事業を推進してまいります。

なお、商工会の皆様が積極的に取り組んでおられるB級グルメや軽トラ市といった個性的な取り組みを、イルミネーションなどを取り入れて観光化を進めてまいります。

また、ひまわりバスについては1台増車しましたので、市民の皆さんに利用していただけるようPR活動に努めてまいります。

(4)消費生活・勤労者

消費生活における市民ニーズや悪徳商法等から市民を守るために、消費生活に関する専門講座、出前講座を開催し、消費者の生活の安定と向上を図ってまいります。

また、消費生活相談については、利用者が利用しやすくなるよう相談日を増やし、相談体制の充実を図ってまいります。

さらに、勤労者が安心して働ける環境づくりなどの相談を引き続き行ってまいります。

4. 個性ある文化と豊かな人間性を育むまちづくり

(1)生涯学習の推進

多様化する学習ニーズに対応できるよう「とよあけ市民大学『ひまわり』」が開講されま

す。「ひまわり」では、市民がみずから運営し、市民が講師となり、市民同士がともに学び合います。この生涯学習によるまちづくりを支援してまいります。

図書館につきましては、屋上の劣化が激しいため、防水シートの全面改修という抜本的な修繕を行います。

文化会館につきましては、芸術作品の発表拠点の場として利用していただき、市民ボランティアの育成に努め、市民フェスティバルなど自主事業の充実に努めてまいります。

(2)生涯スポーツ・スポーツ文化

生涯スポーツにつきましては、スポーツ推進計画に基づき、教室などの充実に努めるとともに、各団体と連携してスポーツの振興、普及に取り組みます。

施設につきましては、福祉体育館の耐震工事により、市民が安全に利用できるよう、引き続き維持管理に努めてまいります。

(3)学校教育

教育環境日本一を推進するため、さらに補助教員等の拡充を図ります。

子どもたちの教育環境の施設整備についても、一層の良好な環境整備に努めてまいります。

また、円滑な学習の進展を図るため、プレクラス・プレスクールを開講し、きめ細かな教

育環境の充実を図ってまいります。

今、国内で問題となっているいじめ・不登校対策を徹底していきます。

豊明市不登校対策推進協議会に委託する業務に「学習意欲調査」を追加して、小学3年生から中学3年生の全児童生徒を対象にアンケートを実施します。

調査を通して、いじめ被害を受けたり、学級不適応傾向にあたりする児童生徒の把握や、学級集団の状態を把握して良好な人間関係を築くための方策を改善します。

また、教育実践の前と後に実施することで、指導効果の評価、検証にも活用してまいります。

5. 市民と行政が尊重しあう協働のまちづくり

(1) 参加と協働

地域自治の役割と期待が一層高まっている中で、市民が集い交流し、地域に愛着が持てる元気なまちづくりの推進を図っていくことは欠かせません。

これからは一歩進めて、行政と地域が一体となって、ともに地域を考え、つくっていく新しい公共を進めてまいります。

そこで、市民の福祉向上や地域のまちづくりに貢献したり、市が抱える社会的または地域的な課題を解決するため、市民活動団体等から提案していただいたモデル的な事業の財政支援を拡充します。

また、行政区が地域一括交付金を活用していただくことで、おのこの創意と工夫、責任と判断により、組織の健全な運営及び地域の特性に応じた魅力あるまちづくりを行うことができるよう、引き続き支援してまいります。

また、成人式実行委員会をベースにした、若者が主体的に取り組む新たなまちづくりを積極的に支援してまいります。

これをきっかけとして、若者たちが主体的な地域活動の担い手となるような新たなリーダーづくりを支援してまいります。

(2) 国際交流

外国籍市民のうち、その多くを占めるブラジル人居住者へのさまざまな情報提供を円滑に行うため、ポルトガル語通訳を引き続き配置します。

多様な文化、異文化を尊重しながら、ともに生きる社会の実現を目指します。

なお、友好都市締結 10 周年となる本年は、シェパトン市より市長をお迎えして、さらなる交流を深めるとともに、職員交流を継続し、海外の行政制度を学ぶとともに、その手法を活用していきます。

6. 効率的で顧客志向の行政経営

(1) 行政経営

厳しい経済財政状況にあって、平成 25 年度も行政改革、財源確保を進めてまいります。

そこで、人件費については、新規採用を抑制し、行政のスリム化を進めてまいりました。

が、平成 25 年度は正職員 5 名減の体制で、新たな組織機構のもと業務を進めてまいります。

また、職員の意識改革、人材育成として、人事評価の見直しや、即戦力となる任期付職員登用制度は、実績が成果を結ぶように検証しながら、さらなる充実を図ります。

能力主義を兼ねた組織づくりとして導入した部長、課長のマニフェストについても、しっかりと進行管理をし、市民の皆様に発信してまいります。

市行政の枠にとらわれない情報収集力の向上や、組織の風通しを一層よくしていくために、国、県、他団体等への派遣を強化します。

また、市民目線に徹した現場主義、自己改革志向の職場づくりを目指し、全庁で業務改善提案制度を定着化させ、一層の体質改善を進めてまいります。

また、昨年度に続いて事業仕分けを行います。

「事業」は、あくまで施策の目的の手段であることを踏まえ、その成果、効果を常に検証することが必要であります。

「事業仕分け」は、単に事業のよしあしを判断するものではありません。その事業が当初想定していた効果を上げているか、目的を達成しているかを議論します。

職員は、仕分け人の厳しい指摘や追求を受け、説明能力や事業の見方が格段に向上し、意識改革につながります。

事業仕分け自体も、市民の皆様からいただいた多くのご意見をもとに、充実させてまいります。

また、事業仕分け同様、補助金、交付金の見直しについても進めてまいります。

さらに、長期の行政経営の視点から、公的関与のあり方の検討をいたします。

その一端として、指定管理者制度の導入を進めてまいります。

歳入に関しては、財源確保の 1 つとして、一昨年、入札制度の改正を実施、建設工事の一般競争入札の拡大を図ったことにより、競争性が高まり、経費の削減効果が期待できました。

引き続き、物品の購入や委託等においても、競争性を高めるため、見直しを図るとともに、品質の確保にも努めてまいります。

また、企業の有料広告事業を実施し、市ホームページへのバナー広告、広報とよあけへの広告掲載等を引き続き行ってまいります。

ICT 分野においては、行政コスト削減や全体最適化の観点から、業務運営の安定化を目指すとともに、住民情報、行政情報の保護のための情報セキュリティの確保に努めてまいります。

結び

本日、当初予算案を提案し、施政方針を述べさせていただきました。

市民の皆様から納めていただきました税には、市民の気持ちが込められており、それゆ

え、税を使うことの責務の重大さを痛感しています。

私は、予算編成が市の意思決定の中で一番重要だと考えております。

長年、密室状態であった予算編成過程を市民に公表することで、行政には緊張感が生まれ、市民には市政への関心度が深まってまいります。

ゆえに、昨年度より透明性の確保を進めるために、予算編成過程の公表を行い、今回の編成においては、さらに拡充を図りました。

より多くの市民が議会における予算や議案の審議、決定過程を知る機会の拡充も同様に大変重要であるため、議会のインターネット放映にも引き続き取り組んでまいります。

「新しい公共」、「市民自治」推進の元年と位置づけた市制 40 周年を超え、平成 25 年度は、市民とともに確かな歩みを、さらに進めていく所存であります。

本市は、大きな転換点にあります。軌を一にして、第4次総合計画も終盤となり、平成 25 年度はその検証作業に入ります。

穏やかな経済成長と人口減少の時代においても、本市のまちづくりの進むべき方向と目標を明らかにし、まちづくりの基本理念や将来都市像、その都市像を実現するための政策の方向性、具体的施策など、市政を総合的かつ計画的に運営するための指針となる第5次総合計画の策定に着手します。

将来の豊明市を展望するための新たな総合計画の策定に際しては、「新しい公共」を独創的に描いていくために、多様な声を聞き取ってまいります。

また、求められるニーズを、より地域の立ち位置で考える機会としなければなりません。

地域のことは地域で解決することができるような仕組みづくりについても、検討を図ってまいります。

平成 25 年度からは、地域担当職員制度を試行的に導入してまいります。

この制度の狙いは、職員が地域へ出向き、課題を地域とともに解決していくことで、地域自治の確立を図ることです。

そして、多くの市民の皆様が公共の新たな担い手として活躍していただけるよう、民間やNPOを育成し、協働のまちづくりを進めてまいります。

以上、平成 25 年度の予算についてご審議いただくに当たり、私は、「防災と安全安心の力」、「子育てと教育環境の力」、「市民協働の力」、「次世代に向けたまちづくりの力」という4つの力を高めていく道筋を述べさせていただきました。

この4つの力を市民の皆様と結び合わせ、お互いが、地域が支え合う、自立した「成熟都市」の創造を目指してまいります。

最後に、議員各位並びに市民の皆様におかれましては、今後とも市政に対する格段のご理解とご協力、ご支援を賜りますよう、お願い申し上げます、平成 25 年度の施政方針といたします。

以上で平成 25 年度の一般会計及び各特別会計の予算案の提案説明を終わります。
ここで暫時、休憩といたします。

午前11時7分休憩

午前11時30分再開

No.14 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

休憩中に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果を委員長より報告願います。

毛受明宏議会運営委員長。

No.15 ○議会運営委員長(毛受明宏議員)

議長よりご指名がありましたので、休憩中に開催いたしました議会運営委員会の審査結果についてご報告を申し上げます。

お手元に配付されておりますとおり、議員提出議案第5号及び議員提出議案第6号が提出されましたので、本日の議事日程終了後に日程に追加し、議題とすることといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.16 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

日程を続けます。

日程5、報告第1号及び報告第2号を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました報告2件については、理事者の報告及び質疑は一括して行いますので、よろしく願いいたします。

初めに、報告第1号について理事者より報告を求めます。

横山経済建設部長。

No.17 ○経済建設部長(横山孝三君)

報告第1号 専決処分事項の報告について。

地方自治法第 180 条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を別添のとおり専決いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次のページをごらんいただきたいと思います。

専決第1号でございます。

損害賠償の額の専決処分書。

地方自治法第 180 条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を専決したものであります。

専決日は、平成 25 年1月 21 日であります。

記といたしまして、損害賠償額は 30 万円であります。

原因は、公用車の接触による物損事故であります。

事故の概要でございますが、資料1を配付させていただいておりますので、よろしく願います。

事故は、平成 24 年 12 月 19 日、水曜日、午前 10 時 35 分ごろ、市内阿野町稲葉地内におきまして、粗大ごみを清掃事務所のトラックで回収して、ご自宅の駐車場を出る際、駐車場の入口の跳ね上げ式門扉に、粗大ごみ及び車両上部が接触し、跳ね上げ式門扉を破損させてしまったものでございます。

過失割合につきましては、市が 100%でございます。

職員には、日ごろから安全運転に努めるよう指導してまいりましたが、不注意でこのような事故を起こし、まことに申しわけございません。

事故後には、職員には二度と事故を繰り返すことのないよう、厳しく指導したところであります。

今後は、こうしたことを起こさないよう、安全運転、事故防止に努めてまいりたいと思っております。

ご迷惑をおかけしまして、大変申しわけございませんでした。

以上で報告を終わります。

No.18 ○議長(安井 明議員)

続いて、報告第2号について理事者より報告を求めます。

津田教育部長。

No.19 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、報告第2号 専決処分事項の報告についてご説明いたします。

地方自治法第 180 条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を別添のとおり専決しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

それでは、次のページをごらんください。

専決第2号 損害賠償の額の専決処分書でございます。

地方自治法第 180 条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を専決したものでございます。

記といたしまして、損害賠償の額は 3,600 円であります。

原因は、駐車場のタイヤどめ破損による物損事故であります。

この事故についての概要をご説明いたしますので、資料No.2をごらんください。

事故は、平成25年1月20日、日曜日、午後3時10分ごろ、豊明中学校の駐車場で発生いたしました。

相手方は、図書館へ来館のため、休日臨時駐車場になっております豊明中学校敷地内、柔剣道場の南側駐車場に自家用車を駐車いたしました。

車両後退により駐車を行った際、タイヤどめコンクリートブロックが破損していて、むき出し状態でありました金属棒、鉄の杭がありますが、それが左側後輪に当たり、突き刺さり、パンク、破損し、タイヤが修理不能となったものでございます。

この事故の過失割合は、市が30%の過失であります。

今後、このような事故が発生しませんよう、施設の安全点検確認を怠りなく実施するよう、学校及び関係職員等に指導したところでございます。

ご迷惑をおかけし、大変申しわけございませんでした。

以上で説明を終わります。

No.20 ○議長(安井 明議員)

理事者の報告は終わりました。

ただいまの報告について質疑のある方は挙手を願います。

早川直彦議員。

No.21 ○11番(早川直彦議員)

専決第1号についてお聞きします。

以前にも、ごみの回収でフェンスを破損したというものがあつたと思うんですが、2件目です。さらに職員に注意するとかだけじゃなくて、何か安全策というのは練っているんでしょうか、お聞かせください。

No.22 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.23 ○経済建設部長(横山孝三君)

日ごろから、安全運転には特に注意をするように申しておりますが、今回のことを受けまして、事故発生当日には事務所内で緊急職場会議を開催して、安全運転を再確認したところでございます。

それから、日ごろの安全運転意識について、ヒヤリ・ハット体験報告を毎月実施しております職場会議において、再確認をしております。

それから特に毎日、出発前に安全運転を実施するように声をかけ合うこと、それから、この事故以降、声出し安全を遂行する、それから指さし確認を遂行するということを、厳しく指導しておるところでございます。

以上でございます。

No.24 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

(発言する者なし)

No.25 ○議長(安井 明議員)

以上で日程5を終わります。

日程6、議案上程・提案説明・討論・採決に入ります。

初めに、議案第10号を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。

石川市長。

No.26 ○市長(石川英明君)

議案第10号 公平委員会の委員の選任について提案理由をご説明申し上げます。

公平委員会の委員、深谷宣夫氏は、平成25年3月31日で任期満了となりますので、同人を再任するものであります。

記といたしまして、住所 豊明市大久伝町中4番地2、氏名 深谷宣夫、生年月日 昭和18年7月11日生まれ。

この案を提出するのは、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからであります。

深谷宣夫さんにつきましては、略歴にもありますように、平成21年4月1日から1期4年間、お務めをいただいております。

また、地域での人望も厚く、その職務経験から人格識見とも高潔な方で、公平無私な人柄であります。

ぜひ、全議員の皆様のご同意をお願い申し上げます。

なお、任期は平成25年4月1日から平成29年3月31日までの4年間です。

以上で提案説明とさせていただきます。

No.27 ○議長(安井 明議員)

提案理由の説明は終わりました。

本案は人事案件でありますので、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入

ります。

討論のある方は挙手を願います。

村山金敏議員。

No.28 ○15番(村山金敏議員)

それでは、議長のお許しをいただきましたので、議案第 10 号公平委員会の委員の選任について、市政会を代表し賛成討論をさせていただきます。

今回の議案は再任ということであります。深谷宣夫氏の経歴については、経歴書にあるとおりでございます。

この方は、地域行政にも手腕を振るわれまして、発揮されております。現在は、大久伝老人クラブに所属されまして、副会長という職であります。

ここ数年、大久伝の子どもを守る会に所属され、学童の登下校時に、暑い日も寒い日も交差点に立って、子どもの安全を見守っておられます。

また、地域のコミュニティーにも腐心され、住民の安心と安全に努められておられます。

地域住民の方からの人望も大変厚く、人格識見ともにごすぐれた方であるとともに、円満な性格であります。かつ公平無私な人柄であり、公平委員には最適任者であると確信しております。

議員諸氏のご賛同をお願いし、討論を終わります。

No.29 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

(発言する者なし)

No.30 ○議長(安井 明議員)

これにて、討論を終結し採決に入ります。

議案第 10 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.31 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 11 号を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。

石川市長。

No.32 ○市長(石川英明君)

議案第 11 号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について提案理由をご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会の委員、平野^{（下）}子氏が、平成 25 年 3 月 23 日に任期満了となりますので、下記の者を選任するものであります。

記といたしまして、住所 豊明市新栄町三丁目 292 番地、氏名 時高厚子、生年月日 昭和 28 年 9 月 19 日生まれ。

この案を提出するのは、地方税法第 423 条第 3 項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからであります。

固定資産評価審査委員会委員の平野さんは、4 期 12 年間の長きにわたり、委員また委員長代理としてお務めをいただき、感謝をしております。

引き続き、委員をお願いいたしましたが、ご本人の辞意がかたいので、時高氏を選任するものであります。

平野さんには多大なご尽力を賜りました。ここに、その労に対しまして、厚く御礼を申し上げます。まことにありがとうございました。

時高氏の略歴につきましては、昭和 51 年 3 月に金城学院大学を卒業され、名古屋短期大学附属幼稚園教諭や企業などへお勤めになられ、平成 17 年には、第 1 次豊明市次世代育成支援地域行動計画推進協議会委員に、一般公募委員として任期満了までご参加いただき、引き続き、第 2 次推進協議会委員も務めていただいております。

このように時高氏は、人格見識とも高潔な方でございます。ぜひ、全議員の皆様のご同意をお願い申し上げます。

なお任期は、平成 25 年 3 月 24 日から平成 28 年 3 月 23 日までの 3 年間です。

以上で提案説明とさせていただきます。

No.33 ○議長(安井 明議員)

提案理由の説明は終わりました。

本案も人事案件でありますので、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

平野敬祐議員。

No.34 ○14番(平野敬祐議員)

議案第 11 号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について、賛成の立場で市政会を代表し討論いたします。

時高厚子さん、議員の皆さんにはなかなか面識がないというふうにも思っておりますけれども、実は私は同級生でございまして、豊明小学校、中学校と一緒にございました。

とても成績もよくて、性格も明るく、人気の的であったようなふうに記憶をしております。

理事者側にも中学校で一緒だったという方が、結構いらっしゃるのではないかなというふうにも思っております。

最近は、お会いしたことがないんですけれども、ご主人が青年会議所の先輩でございまして、先週もお会いしたところでございます。

某大手の建設会社を退職されたところだなというふうに思いますけれども、ご夫婦ともに、本当に地域でも信頼される、とてもよい夫婦であるというふうに今も思っております。

議員各位におかれましては、この人事案件につきまして、全員のご賛同ということでお願いをしたいと思います。

また、前任の平野(☒)子氏の長年のご労苦に対しまして、感謝を申し上げまして、賛成の討論といたします。

No.35 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

(発言する者なし)

No.36 ○議長(安井 明議員)

これにて、討論を終結し採決に入ります。

議案第 11 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.37 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

以上で日程6を終わります。

日程7、議案上程・提案説明に入ります。

議案第 12 号から議案第 38 号までの 27 議案を一括議題といたします。

初めに、議案第 12 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

横山経済建設部長。

No.38 ○経済建設部長(横山孝三君)

議案第 12 号 市道の路線認定についてご説明いたします。

道路法第8条第1項の規定に基づき、市道の路線を別紙のとおり認定するものでございます。

この案を提出するのは、市道として管理するために、新たに市道認定する必要があるからでございます。

それでは、内容をご説明申し上げますので、次のページをごらんください。

新たに認定する路線は7路線であります。

そのうち、路線番号 1663 から 1668 の6路線につきましては、次のページの附図1でご説明申し上げますので、ごらんください。

図面の上が北、右が東の方角になります。

附図1の区域は、沓掛町切山地内における切山西土地改良事業で整備開発された区域でございます。

6路線の延長は約 978 メートル、幅員は6メートルでございます。

初めに、路線番号 1663、路線名 沓掛北 294 号は、図面の右下から北側へ向かう路線でございます。

県道瀬戸大府東海線との接点の黒丸印が起点で、沓掛町切山 250 番地先です。

ここを起点として、北側の路線番号 1665 との接点の矢印が終点で、沓掛町切山 214 番地先であります。

次に、路線番号 1664、路線名 沓掛北 295 号は、図面の右下になりますが、起点は路線番号 1663 との接点の黒丸印で、沓掛町切山 231 番地先です。

終点は北上し、西に向かった既設道路に接する矢印が終点で、沓掛町切山 216 番地先です。

次に、路線番号 1665、路線名 沓掛北 296 号は、図面の最上部でございます。

起点は既設道路との接点の黒丸印で、沓掛町切山 157 番2地先です。

終点は、矢印の沓掛町切山 210 番地先です。

次に、路線番号 1666、路線名 沓掛北 297 号は、図面の左側でございます。

起点は路線番号 1663 との接点の黒丸印で、沓掛町切山 223 番地先です。

終点は、既設道路に接する矢印の沓掛町切山 217 番地先です。

次に、路線番号 1667、路線名 沓掛北 298 号は、図面の右側、中ほどでございます。

起点は県道瀬戸大府東海線との接点の黒丸印で、沓掛町切山 244 番地先です。

終点は、路線番号 1663 に接する矢印の沓掛町切山 235 番地先です。

最後になりますが、路線番号 1668、路線名 沓掛北 299 号は、図面の左下でございます。

起点は路線番号 1663 との接点の黒丸印で、沓掛町切山 228 番地先です。

終点は、若王子川左岸に接する矢印の沓掛町切山 259 番地先です。

切山西土地改良事業関係は、以上の6路線でございます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、附図2をごらんいただきたいと思います。

路線番号 3420、路線名 栄 329 号であります。

起点は市道大脇大根線との接点の黒丸印で、栄町内山 47 番 239 地先です。

終点は、市道栄 212 号に接する矢印の栄町内山 47 番 54 地先です。

この路線は現在、栄町内山地区で進めております都市計画道路桜ヶ丘沓掛線の整備事業に伴い、当該地区の交通形態の効率化を図るものであり、延長約 57 メートル、幅員 5.5 メートルであります。

以上で説明を終わります。

No.39 ○議長(安井 明議員)

続いて、議案第 13 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

伏屋行政経営部長。

No.40 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

それでは、議案第 13 号 豊明市総合計画条例の制定についてご説明申し上げます。

この案を提出いたしますのは、平成 23 年 8 月に、地方自治法の一部改正に伴いまして、市町村の基本構想策定義務が撤廃されました。

そして、市の最上位計画として総合計画を策定することにより、総合的かつ計画的に市政を運営するために制定する必要があるからでございます。

それでは、主な内容の説明をいたしますので、1 枚おめくりください。

この条例は、第 1 条で、長期的なまちづくりの指針となる総合計画の定義、構成、位置づけなどの策定に必要な事項を定め、総合的かつ計画的な市政運営を図ることを目的としております。

第 2 条で、用語の意味を説明し、第 3 条で、総合計画は基本構想、基本計画及び実施計画で構成するものとしております。

第 4 条で、総合計画を市の最上位計画と位置づけし、各行政分野の計画と調整することとするものでございます。

第 5 条で、市長の諮問に応じ、調査審議するための総合計画審議会を置くものとしております。

なお、総合計画審議会の組織運営は現在、条例で定められておりますが、本条例が施行されることに伴いまして、規則で定める予定でございます。

第 6 条で、基本構想の策定、変更には議会の議決を必要とし、第 7 条で、総合計画の策定、変更時には速やかに公表することとしております。

附則といたしまして、この条例は平成 25 年 4 月 1 日から施行し、豊明市総合計画審議会条例は廃止いたします。

以上で説明を終わります。

No.41 ○議長(安井 明議員)

続いて、議案第 14 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

津田教育部長。

No.42 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、議案第 14 号 豊明市スポーツ推進計画審議会設置条例の制定についてご説明いたします。

この案を提出しますのは、スポーツ基本法第 31 条の規定に基づき、審議会の設置を必要とするからであります。

それでは、内容についてご説明いたしますので、次のページをお開きください。

豊明市スポーツ推進計画審議会設置条例であります。

まず第1条では、審議会をスポーツ基本法の規定に基づき設置する規定であります。

第2条では、審議会の所掌事務について定めたもので、第1号から第7号まで、重要事項を調査審議し、必要に応じて教育委員会に建議すると定めております。

次に、第3条では審議会の構成メンバーを規定したものでございます。

学識経験者や市教育委員会の関係者、各種団体の代表者とし、委員は 10 名以内で組織し、教育委員会が委嘱いたします。

次に、第4条は審議会に会長及び副会長を置き、選任の方法、運営などについて定めております。

次に、第5条であります。委員の任期は2年と定め、再任できる規定であります。

第6条では、会長が会議を招集し、議長になるなど、審議会の議事の取り扱い事項を規定したものであります。

また第7条では、審議会の庶務を生涯学習課に定めたものでございます。

最後に、附則としまして、この条例は平成 25 年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

No.43 ○議長(安井 明議員)

続いて、議案第 15 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

神谷参事。

No.44 ○参事(神谷巳代志君)

それでは、議案第 15 号 豊明市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてご説明を申し上げます。

この案を提出いたしますのは、国において新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定されたため、本市においても条例を定める必要があるからであります。

それでは、内容をご説明いたしますので、1枚おめくりください。

第1条では、制定の目的といたしまして、新型インフルエンザ等対策本部に関し、必要な

事項を定めることといたしております。

第2条では、組織としまして、新型インフルエンザ等対策本部に、本部長、副本部長、本部員などを置くことを定めております。

第3条では、会議の招集につきまして定めております。

第4条では、対策本部に部を置くことができると定めております。

1枚おめくりください。

附則といたしまして、この条例は新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行をするものであります。

以上で説明を終わります。

No.45 ○議長(安井 明議員)

続いて、議案第 16 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

神谷参事。

No.46 ○参事(神谷巳代志君)

それでは、議案第 16 号 豊明市情報公開条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

この案を提出いたしますのは、国有林野の管理運営に関する法律の一部改正等に伴い、必要があるからであります。

内容をご説明いたしますので、1枚おめくりください。

第7条第6号は、開示義務の除外規定であります。国有林野事業が国の経営する企業ではなくなりますので、この除外規定から国の経営する企業を削り、あわせて地方独立行政法人の規定を加え、整備をするものであります。

附則といたしまして、この条例は平成 25 年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

No.47 ○議長(安井 明議員)

続いて、議案第 17 号について理事者より提案説明を求めます。

伏屋行政経営部長。

No.48 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

それでは、議案第 17 号 災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

この案を提出いたしますのは、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴いまして、必要があるからでございます。

それでは、内容の説明をいたしますので、1枚おめくりください。

第1条を改正いたしまして、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のために派遣された職員に対して、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給することができる旨を規定したものでございます。

なお、附則といたしましては、この条例は新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

No.49 ○議長(安井 明議員)

続いて、議案第 18 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

伏屋行政経営部長。

No.50 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

続きまして、議案第 18 号の説明をさせていただきます。

豊明市行政改革推進委員会設置条例の一部改正についてでございます。

この案を提出いたしますのは、平成 25 年4月1日施行予定の行政機構にあわせた条例の整備をするため、必要があるからでございます。

それでは、内容の説明をいたしますので、1枚おめくりください。

第7条中、委員会の庶務を担当する秘書政策課を、機構改革によりまして企画政策課に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成 25 年4月1日より施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

No.51 ○議長(安井 明議員)

続いて、議案第 19 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

伏屋行政経営部長。

No.52 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

続きまして、議案第 19 号 豊明市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

この案を提出いたしますのは、障害者自立支援法の一部改正に伴い、必要があるからでございます。

それでは、主な内容の説明をいたしますので、1枚おめくりください。

まず、第1条でございますが、「障害者自立支援法」が、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に変更されました。

この法律を引用しております第 10 条の2第2号中の法律名を変更いたします。

次に、第2条におきましては、第 10 条の2第2号中「第5条第 12 項」を「第5条第 11 項」に、項を改めるといふものでございます。

この条項は、介護保障について規定したものでございまして、その中に「障害者自立支援法」の規定が引用されておりますが、平成 26 年4月1日に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の一部が改正予定となっており、ケアホームがグループホームに一元化されることに伴い、第5条第 10 項が削除予定となっているため、引用条文の項ずれが起こるため、改正を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、第1条は平成 25 年4月1日から、第2条は平成 26 年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

No.53 ○議長(安井 明議員)

続いて、議案第 20 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

伏屋行政経営部長。

No.54 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

続きまして、議案第 20 号の説明をいたします。

豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてご説明をいたします。

この案を提出いたしますのは、委員等の新設及び廃止に伴い必要があるからでございます。

それでは、主な内容の説明をいたしますので、1枚おめくりください。

この改正は、豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬について、それを規定する別表を改正するものでございます。

今回の改正におきましては、新設が7件、廃止が5件でございます。

まず、新設するものとしたしましては、巡回支援専門員、指定管理者審議会委員、補助金等検討委員会委員、新エネルギー推進委員会委員、子ども・子育て支援事業計画策定委員会委員、高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会委員、スポーツ推進計画審議会委員でございます。

巡回支援専門員は、発達障がい等に関する相談支援を行う専門員で、報酬額は1回 5,000 円です。

その他の委員の報酬額につきましては、1回 7,200 円。ただし、会議の時間が4時間以内の場合は、5,000 円とするものでございます。

次に、削除するものとしたしましては、小学校部活動指導員、中学校部活動指導員、副

市長候補者選考委員会委員、地域づくり審議会委員、スポーツ推進計画策定委員会委員でございます。

附則といたしまして、この条例は平成 25 年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

No.55 ○議長(安井 明議員)

続いて、議案第 21 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

神谷参事。

No.56 ○参事(神谷巳代志君)

それでは、議案第 21 号 豊明市税条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

この案を提出いたしますのは、身体障がい者等に対する軽自動車税の減免の手續の簡素化等のために必要があるからであります。

それでは、内容をご説明いたしますので、1枚おめくりください。

3行目、第 81 条は、身体障がい者等に対する軽自動車税の減免について規定した条文であります。第2項において、精神障がいの方につきましては従来、自立支援医療受給者証と精神障害者保健福祉手帳の両方の提示を求めていたところではありますが、申請手續の簡素化のため、精神障害者保健福祉手帳の提示のみとするものであります。

附則といたしまして、この条例は平成 25 年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

No.57 ○議長(安井 明議員)

続いて、議案第 22 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

神谷参事。

No.58 ○参事(神谷巳代志君)

それでは、議案第 22 号 豊明市手数料徴収条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

この案を提出いたしますのは、障害者自立支援法の一部改正等に伴い、必要があるからであります。

内容をご説明いたしますので、1枚おめくりください。

本文中ほど、別表第4を削るのは、平成 25 年4月1日より、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正をされ、障がいの範囲に難病患者も加えられるため、家庭奉仕員派遣手数料を廃止するものであります。

その下、別表第7中の子育て支援短期利用手数料を、国の補助基準額の改正に伴い、

引き下げるものであります。

附則といたしまして、この条例は平成 25 年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

No.59 ○議長(安井 明議員)

ここで、会議の途中でありますが、午後1時 15 分まで昼食のため休憩といたします。

午後零時10分休憩

午後1時15分再開

No.60 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

続いて、議案第 23 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

津田教育部長。

No.61 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、議案第 23 号 豊明市立視聴覚ライブラリー条例の一部改正についてご説明申し上げます。

この案を提出いたしますのは、平成 25 年1月、豊明市暴力団排除条例が施行されたことに伴い改正の必要があるからであります。

それでは、内容のご説明をいたしますので、次のページをごらんください。

まず第4条第2項は、視聴覚機材、教材の利用制限をただし書きで規定したものでございます。ただし書きの中の「1に」を「いずれかに」に改める条文の言い回しの改正であります。

そして次に、同項中の第3号と第4号をそれぞれ第4号と第5号に繰り下げ、新たに第3号として、「集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になる利用」、これを追加するものであります。

最後に附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

No.62 ○議長(安井 明議員)

続いて、議案第 24 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

津田教育部長。

No.63 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、議案第 24 号 豊明市福祉体育館条例の一部改正についてご説明いたします。

この案を提出いたしますのは、豊明市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例の施行に基づき、改正する必要があるからであります。

それでは、内容のご説明をいたしますので、1枚お開きください。

まず、第1条中「法律第 67 号」の次に「。以下「法」という。」を加えます。

そして第5条及び第6条、これは体育館の利用について規定した条項であります、条文中の「館長」を「教育委員会」に改めます。

そして、第8条は利用の取り消しについて規定した条項で、こちらにつきましても、条文中にあります「館長」を「教育委員会」に改め、また「1に」を「いずれかに」に改める条文言い回しの改正であります。

次に、指定管理に関連します条項の追加改正であります。

まず最初に、第 11 条を第 15 条に繰り下げて、新たに指定管理に関する条項を、第 10 条の次に4条を加えます。

まず最初に第 11 条は、指定管理者による管理について定めたもので、教育委員会は、体育館の施設を指定した法人や団体に管理を行わせることができることとし、第2項で、管理を行うことができる期間は5年以内と定めております。

次に第 12 条では、指定管理者が行う業務を定めております。1号から4号までございます。

1号から、施設の維持、管理及び運営に関すること。

2号で、施設の利用の許可に関する業務。

3号で、施設の利用に係る料金、利用料といいますが、利用料に関する業務。

4号、その他教育委員会が必要と認める業務であります。

次に第 13 条では、利用料についての規定であります。

第1項では、指定管理者が利用料金額を定める場合、別に定める金額、すなわち条例で定めております使用料の金額を上限として、市長の承諾を得て定めなければならないというふうにしております。

第2項では、利用者は利用料を指定管理者に納付すること。

第3項では、利用料の減免や一部または全部の還付ができること。

第4項では、利用料は指定管理者の収入としております。

次に第 14 条では、施設の管理を指定管理者が行う場合について準用し、読み替える規定となっております。

最後に附則といたしまして、この条例は平成 25 年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

No.64 ○議長(安井 明議員)

続いて、議案第 25 号について理事者より提案理由の説明を求めます。
津田教育部長。

No.65 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、議案第 25 号 豊明市体育施設条例の一部改正についてご説明いたします。
この案を提出いたしますのは、豊明市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例及び暴力団排除条例の施行に基づき、改正する必要があるからでございます。

それでは、内容のご説明をいたします。次のページをお開きください。

豊明市体育施設条例の一部を改正する条例。

この条例で定めております体育施設とは、勅使グラウンド、山田グラウンド、勅使テニスコート、勅使弓道場、ターゲット・バードゴルフ場のことでございます。

改正の内容につきましては、議案第 24 号でご説明いたしました内容と一部重複したご説明になりますので、ご了承をお願いいたします。

まず、第1条中「法律第 67 号」の次に「。以下「法」という。」を加えます。

次に第6条、体育施設の利用許可の取り消しを定めました第6条第1項中にあります「1に」を「いずれかに」、条文の言い回しを改正いたします。

そして同項中第2号を第3号に繰り下げて、第2号として、「集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。」、これを加えます。

そして次からは、指定管理に関します条項の追加改正であります。

まず最初に、第 11 条を第 15 条に繰り下げて、新たに指定管理に関する条項を第 10 条の次に4条をつけ加えます。

まず最初に第 11 条は、指定管理者による管理について定めたもので、教育委員会は体育施設を指定した法人や団体に管理を行わせることができるとし、第2項で、管理を行うことができる期間は5年以内というふうに定めております。

次に第 12 条では、指定管理者が行う業務を定めております。

1号としまして、施設の維持、管理及び運営に関する業務。

2号、施設の利用の許可に関する業務。

3号、施設の利用に係る料金、利用料に関する業務。

4号、その他教育委員会が必要と認める業務であります。

次に第 13 条では、利用料についての規定であります。

第1項では、指定管理者が利用料金額を定める場合は、別表に定める金額、すなわち条例で定めております使用料の金額を上限として、市長の承諾を得て定めなければならないというふうに定めております。

第2項では、利用者は利用料を指定管理者に納付すること。

第3項では、利用料の減免や一部または全部の還付ができること。

第4項では、利用料は指定管理者の収入というふうに定めております。

第14条は、施設の管理を指定管理者が行う場合に準用し、読み替える規定であります。

最後に附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものであります。以上で説明を終わります。

No.66 ○議長(安井 明議員)

続いて、議案第26号について理事者より提案理由の説明を求めます。
神谷参事。

No.67 ○参事(神谷巳代志君)

それでは、議案第26号 豊明市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

この案を提出いたしますのは、障害者自立支援法の一部改正に伴い必要があるからであります。

それでは、内容をご説明いたしますので、1枚おめくりください。

法律名の改正によりまして、第5条第1項第1号中の「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるものであります。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行をするものであります。

以上で説明を終わります。

No.68 ○議長(安井 明議員)

続いて、議案第27号について理事者より提案理由の説明を求めます。
神谷参事。

No.69 ○参事(神谷巳代志君)

議案第27号 豊明市障害者自立支援法施行条例の一部改正についてご説明を申し上げます

この案を提出いたしますのは、障害者自立支援法の一部改正に伴い必要があるからであります。

それでは、内容をご説明いたしますので、1枚おめくりください。

先ほどの議案第26号と同様、法律名の改正によりまして、題名及び第1条中の「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改

めるものであります。

附則といたしまして、この条例は平成 25 年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

No.70 ○議長(安井 明議員)

続いて、議案第 28 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

横山経済建設部長。

No.71 ○経済建設部長(横山孝三君)

議案第 28 号 豊明市道路占用料条例の一部改正についてご説明いたします。

この案を提出しますのは、道路法施行令の一部改正に伴い、適用する規定等について改正する必要があるからでございます。

国は、太陽光発電設備、風力発電設備及び津波避難施設を道路占用許可対象物件に追加することとし、これらの物件に係る道路占用料の額を定める道路法施行令の一部改正が平成 25 年4月1日より施行されます。

本市におきましても、国や県に準じて、これらの道路占用料の額を定める必要がございます。

なお、津波避難施設につきましては、公表された資料により、豊明市には津波の影響がないということとされておりますので、本市の占用許可物件の対象とはいたしておりません。

それでは、内容を説明いたしますので、次のページをごらんください。

上から3行目の第3条第1号中の改正は、道路法施行令の改正により、引用条項を改めるものでございます。

次にその下、別表の改正は、道路占用料を定めた表ではありますが、「令第7条第2号から第 11 号までに掲げるもの」を「令第7条第2号に掲げる工作物」と、「令第7条第4号から第 13 号までに掲げるもの」に区分を分けまして、「令第7条第2号に掲げる工作物」について、これは太陽光発電設備及び風力発電設備であります。これを占有面積1平方メートル当たり、1年につき 1,600 円とするものであります。

附則といたしまして、この条例は平成 25 年4月1日から施行するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

No.72 ○議長(安井 明議員)

続いて、議案第 29 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

横山経済建設部長。

No.73 ○経済建設部長(横山孝三君)

議案第 29 号 豊明市前後駅前広場管理条例の一部改正についてご説明いたします。

この案を提出いたしますのは、道路法施行令の一部改正に伴い、適用する規定について改正する必要があるからでございます。

内容を説明いたしますので、次のページをごらんください。

第 10 条第 1 号中の改正は、先に説明いたしました議案第 28 号と同じく、道路法施行令の一部改正に伴い、変更となった引用条項を改める必要があるからでございます。

なお、駅前広場使用料の額につきましては、豊明市道路占用料条例に準じます。

附則といたしまして、この条例は平成 25 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

No.74 ○議長(安井 明議員)

続いて、議案第 30 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

横山経済建設部長。

No.75 ○経済建設部長(横山孝三君)

議案第 30 号 豊明市公共用物の管理に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

この案を提出いたしますのは、道路法施行令の一部改正に伴い、適用する規定等について改正する必要があるからでございます。

内容を説明いたしますので、次のページをごらんください。

第 9 条第 1 号中の改正は、先に説明いたしました議案第 28 号と同じく、道路法施行令の一部改正に伴い、変更となった引用条項を改める必要があるからでございます。

なお、公共用物使用料の額につきましては、豊明市道路占用料条例に準じます。

附則といたしまして、この条例は平成 25 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

No.76 ○議長(安井 明議員)

続いて、議案第 31 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

成田消防長。

No.77 ○消防長(成田泰彦君)

議案第 31 号 豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてご説明申し上げます。

この案を提出いたしますのは、障害者自立支援法の一部改正に伴い必要があるからで

ございます。

内容をご説明いたしますので、次のページをごらんください。

第1条では、豊明市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項第2号の中で引用しています「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改められましたことによる改正でございます。

第2条では、障害者自立支援法第5条第10項が削除されましたことに伴いまして、第5条第12項が1項繰り上げられ、第5条第11項に改められましたことによる改正でございます。

附則といたしまして、第1条は平成25年4月1日から、第2条は平成26年4月1日から施行されます。

以上で説明を終わります。

No.78 ○議長(安井 明議員)

続いて、議案第32号について理事者より提案理由の説明を求めます。

伏屋行政経営部長。

No.79 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

それでは、議案第32号 平成24年度豊明市一般会計補正予算書(第5号)についてご説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

今回の補正では、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億394万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ187億9,758万7,000円とするものでございます。

政府は、緊急経済対策を柱といたします13兆円余りに上る大型補正予算は、平成25年度当初予算案と合わせ、切れ目のない15カ月予算とするための一体的な編成でございます。

この影響により、本市の3月補正は、平成25年度国庫補助事業の事業費ベース2億7,634万4,000円の前倒しを含む3億394万3,000円の予算規模となっております。

それでは、歳出の主な項目についてご説明をいたしますので、説明欄をごらんください。

28ページ、29ページをお開きください。

ページ最上段、2款 総務費、1項7目1の庁舎維持管理事業の庁舎耐震設計委託料500万円の減は、平成25年度から3年間の継続費で計画しております庁舎耐震工事の設計委託費の契約残でございます。

続いて、同7目3の財産管理事務事業の土地購入費328万9,000円の減額は、栄町坂畑181番地168.6平方メートルの買い戻し額の確定によるものでございます。

続いて、30、31ページをごらんください。

同じく総務費、2項1目4の税務総務事務事業の上から3つ目、固定資産評価業務委託料は、入札による960万円の減額でございます。

続きまして、32、33ページをお開きください。

3款 民生費、1項1目2の福祉推進事業の社会福祉協議会運営費補助金の253万6,000円の減額は、社会福祉協議会職員の人件費中、育児休業職員の日数変更によるものでございます。

4の国民健康保険特別会計繰出事業の繰出金の3億3,131万9,000円の増は、主に医療費の増及び国保会計の国庫補助金確定による返還金によるものでございます。

続いて、2目 老人福祉費の3 老人憩いの家管理事業、老人憩いの家耐震改修工事設計業務委託料の136万5,000円の減は、平成25年度耐震工事予定の敷田及び館老人憩いの家の工事設計の入札残でございます。

続きまして、34、35ページの7 介護保険特別会計繰出事業の繰出金の2,546万5,000円の計上は、居宅介護サービス費の増大分に係る2,740万1,000円の増と、その下3段の事務費、地域支援事業の事業費193万6,000円の減によるものでございます。

2項 児童福祉費、1目の3 児童福祉事務事業、児童手当の8,461万5,000円の減額でございます。これは、当初見込みの対象人数の減であります。

ただし、国の補助率の見直しにより国の負担分が減り、一般財源が3,400万円ほど必要となります。

次にはねていただきまして、36、37ページをお願いします。

2項 児童福祉費、2目の2 保育事業の上段、非構造部材耐震化計画策定業務委託料の315万円の増は、平成25年度からの前倒し事業でございます。

続いて、民間保育所等委託料の680万円の減は、対象人員の減少によるものでございます。

下から2つ目、保育園整備工事費2,560万円の減は、中部保育園耐震工事、内山保育園改修工事、その他空調工事の入札残でございます。

その下、民間保育所運営費補助金の525万7,000円の増は、民間3保育園の延長保育に係る増額でございます。

続きまして、4款 衛生費、2項1目の2 東部知多衛生組合負担事業の負担金2,447万2,000円の減は、事業確定によるものでございます。

40ページ、41ページをお開きください。

6款 農林水産業費、1項6目1 農村集落家庭排水施設特別会計繰出事業の繰出金1,335万4,000円の減は、特別会計の繰越金で財源充当するため、一般会計からの繰出金を減額するものでございます。

42、43ページにまいります。

8款 土木費、2項1目の1 道路維持事業の委託料及び工事請負費の合計1,634万7,000円の増額は、平成25年からの前倒し事業でございます。

続いて2目 道路新設改良費、1 道路新設改良事業でございますが、平成 25 年からの前倒し事業でございますが、2つの内容がございますが、繰越明許費の説明時に内容についてはご説明のほうをいたします。

なお、上段 13 節の委託料の減額 450 万円は、前後駅前デッキ耐震補強工事の設計委託の入札残でございます。

続いて4目、交通安全施設費の1 交通安全施設整備事業の財源振替は、12 月補正に計上いたしました通学路安全整備工事に対しまして、このたび国庫事業として採択され、385 万円が内示されたものでございます。

次ページ、44 ページ、45 ページをお願いいたします。

3項 河川費の1目の1 河川改修事業の工事請負費の 700 万円の減は、大原南池の改修工事の入札残でございます。

続いて4項 都市計画費、1目の3 都市計画事務事業、下段、住宅・建築物安全ストック形成事業補助金 630 万円の減でございますが、民間木造住宅耐震改修工事の補助を 30 件分見込んでおりましたが、実績が 23 件となったための減額によるものでございます。

次に、3目 街路事業費の1 桜ヶ丘沓掛線改良工事でございますが、調査測量設計等委託料の 2,000 万円の減額は、説明会の開催による工法協議等の中で、設計見直し等がなされたものでございます。

平成 25 年度国庫補助前倒し事業として、改良工事費 6,000 万円、用地購入費 197 万円、物件移転等補償費 43 万円の、計 6,240 万円でございます。

続く3 大根若王子線改良事業も、前倒し事業でございますが、設計等委託料 332 万 8,000 円と、工事区間 300 メートル、改良工事費 7,140 万円でございます。

46、47 ページをお願いいたします。

4目の公園事業費の1 大原公園整備事業の公園施設築造工事費 1,840 万円の減は、入札残でございます。

5目 都市下水道費の1 下水道事業特別会計繰出事業の繰出金 2,651 万 4,000 円の減は、下水道会計の入札残及び繰越金の財源充当をすることにより繰出金を減額するものでございます。

続いて、48、49 ページから 50、51 ページの9款 消防費にまいります。

9款 消防費、1項3目 消防施設費の1 消防施設設置事業でございますが、右の説明欄の第1分団詰所新築関連や備品購入費及び 19 節の負担金、補助及び交付金の減額表示のものは、入札残や額の決定による補正の減でございます。

なお、7分団詰所新築工事に係る手数料4万 1,000 円、委託料 397 万 8,000 円と、工事請負費 3,210 万 5,000 円の計 3,612 万 4,000 円及び、唐竹公園内に設置いたします 40 トン級の耐震性防火水槽の新設工事費の 810 万円につきましては、平成 25 年度国庫補助事業の前倒しでございます。

次に、4目 災害対策費の1 災害対策事業の災害被害予測調査委託料 1,365 万円の

増額は、平成26年度の本市の地域防災計画の改定業務の基礎資料作成のもので、平成25年度の国庫補助事業の前倒しでございます。

続く2 災害対策事務事業の水防倉庫関連の委託料304万5,000円の増額は、阿野町地内の瀬戸大府線跨線橋下と国道1号線脇の昭和46年建築の水防倉庫老朽化に伴います、26年度建てかえの設計委託でございます。本事業も、平成25年度国庫補助の前倒し事業でございます。

続いて教育費に入りますので、52、53ページをお開きください。

10款 教育費、2項3目の2 教育振興補助事業の私立幼稚園就園奨励費補助金は、申請者の確定に伴う701万4,000円の減額でございます。

教育費2項1目の1 小学校施設維持管理事業は、沓掛小学校多目的トイレ改修の設計等委託料の120万円、また営繕工事費の2,760万円は、沓掛小学校のトイレ改修費950万円とエレベーター改修工事費の1,810万円であり、平成25年度国庫補助の前倒し事業でございます。

なお、委託料の校舎等改修工事設計委託料の109万円の減は、入札残によるものでございます。

56ページ、57ページをお開きください。

教育費の5項 保健体育費、2目の1 体育施設維持管理事業、福祉体育館耐震改修設計業務委託料642万3,000円の減は、入札残によるものでございます。

3目、学校給食費の2 給食センター活動事業、賄材料費617万4,000円の減は、学校行事や台風など、給食実施日の日数減によるものでございます。

続いて3の給食センター維持管理事業、営繕工事費の1,630万7,000円の減は、中央調理場の耐震工事の入札残でございます。

続いて13款 諸支出金、1項1目の1 財政調整基金積立金6,606万1,000円の増は、財政調整基金へ積み立てるものでございます。

同じく2目 教育施設建設及び設備基金費の基金積立金1,998万7,000円の増につきましては、条例積み立てによるものでございます。

続いて歳入の説明をいたしますので、8ページ、9ページをお開きください。

1款 市税、1項2目 法人の税割の1億2,000万円の増収。同じく2項 固定資産税、1目 固定資産税8,500万円の増収。同じく4項1目 たばこ税1,000万円の増収でございます。次ページにまいりまして、6項1目 都市計画税350万円の増収。合わせて2億1,850万円の増額を見込みました。

次に3款 利子割交付金、5款 株式等譲渡所得割交付金は、実績による減額でございます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

地方特例交付金は、平成23年度決算額を、1億1,748万円に総務省地方財政計画マイナス指数33.6%を加味し、予算6,410万円を計上いたしましたが、1,868万3,000円の減額

となったものでございます。

13 款 国庫支出金は、平成 24 年度国庫補助事業の事業費確定による歳出の減額によるものと、平成 25 年度の国庫事業前倒しによる増額のもの相殺となっております。

12 ページ最下段真ん中の欄、1 項 国庫負担金の 1 億 3,447 万 2,000 円の減額は、児童手当費の歳出 8,461 万 5,000 円の減額が主な要因でございます。

続いて、16 ページ、17 ページをお願いいたします。

4 項 国庫交付金につきましては、補助額 5,660 万 5,000 円でございますが、当該年度交付金減額相当分 4,640 万 3,000 円と、平成 25 年度国庫補助事業の事業費ベース 2 億 7,634 万円 4,000 円に対する前倒し事業の交付金 1 億 300 万 8,000 円が相殺されております。

なお、この交付金 1 億 300 万 8,000 円全額が平成 25 年度に繰り越されます。

続いて 14 款 県支出金の補助額につきましては、各事業確定によるものでございます。

18 ページ、19 ページの 3 項 委託金、1 目 総務費委託金、県民税徴収事務取扱委託金の 1,020 万円の減額は、納税義務者に乗ずる算出単価の変更によるものでございます。

20 ページ、21 ページの最下段、16 款 寄附金、1 項 1 目 一般寄附金、競馬場周辺整備事業寄附金 1,452 万円の減は、JRA の売上げの減少に伴い減額となりました。

ページをはねていただき、18 款 繰越金は、前年度繰越金総額 11 億 7,560 万 5,000 円の残額 3 億 2,130 万円を計上いたしました。

続いて 20 款 市債、1 項 市債は、24 ページ最下段、真ん中の欄のとおり、9,690 万円の減であり、これらは、事業費減及び国庫事業前倒しに伴う増額分の相殺額となっております。

増額分として、平成 25 年国庫補助事業の事業費ベース 2 億 7,634 万 4,000 円に対する起債額 5,060 万円の増額、減額分としては、平成 24 年度事業費減に伴う 1 億 4,750 万円の減額でございます。

以上、歳入事項別明細書の説明を終わり、続きまして、6 ページの第 2 表 継続費の説明をいたします。

この事業名、道路新設改良事業は、歳出でご説明いたしました前後駅前デッキの耐震工事でございます。

平成 27 年度までの 4 カ年総額 3 億 1,200 万円の継続事業でございますが、平成 24 年度予算 2,000 万円は、全額平成 25 年度に逡次繰越をする運びでございますので、実質 3 カ年事業となります。平成 26 年度、27 年度とも、年割額は 1 億 4,600 万円でございます。

続いて第 3 表 繰越明許費でございます。

平成 25 年前倒し国庫補助事業分は、右の欄の合計 2 億 5,634 万 4,000 円でございます。

その財源といたしましては、国庫補助金 9,200 万 8,000 円、起債が 4,250 万円、一般財源 1 億 2,180 万 6,000 円を見込んでおります。

表の上段から順次申し上げます。

保育事業は、園舎の躯体部分以外の非構造部材の耐震化計画策定業務委託料の 315 万円でございます。

道路維持事業は、前後高架橋の補修設計 224 万 7,000 円及び修繕工事 1,410 万円の計 1,634 万 7,000 円でございます。

道路新設改良事業は、市道新田 40 号線の道路新設改良舗装工事で、1,000 万円でございます。

続く2事業については、名称どおりでございます。桜ヶ丘沓掛については、改良工事費 6,000 万円、用地購入費 197 万円、物件移転補償費 43 万円の計 6,240 万円。

大根若王子は、設計等委託料 332 万 8,000 円と、改良工事費 7,140 万円の計 7,472 万 8,000 円でございます。

消防施設設置事業は2項目ございまして、唐竹公園内に設置いたします防火水槽の新設工事費の 810 万円及び、7分団の詰所新築工事に係る委託料、工事請負費の計 3,612 万 4,000 円、2項目総額で 4,422 万 4,000 円でございます。

災害対策事業は、南海トラフの巨大地震への被害想定見直しに係る災害被害予測調査委託料 1,365 万円でございます。

災害対策事務事業は、水防倉庫建てかえ工事に係る設計委託料 304 万 5,000 円でございます。

小学校施設維持管理事業は、沓掛小学校多目的トイレ改修費で、設計等委託料の 120 万円及び営繕工事費 950 万円の計 1,070 万円と、同じく同校のエレベーター改修工事費 1,810 万円、合わせて 2,880 万円でございます。

続きまして、7ページの第4表 地方債の補正をお願いいたします。

追加といたしまして、道路橋梁長寿命化事業は、前後高架橋の修繕工事、防火水槽整備工事は、唐竹公園に設置するものの事業費に対してのものでございます。

廃止、変更につきましては、事業費の確定に伴うこと及び財政状況に鑑み起債を取り下げるなどしたものを計上をしております。

変更につきましては、事業費の確定によって再計算し、計上するものでございます。

以上で説明を終わります。

No.80 ○議長(安井 明議員)

続いて、議案第 33 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

加藤医療健康課長。

No.81 ○医療健康課長(加藤賢司君)

それでは、議案第 33 号 平成 24 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算書(第2号)につきましてご説明を申し上げます。

1ページをごらんください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億 4,387万 5,000円を増額しまして、歳入歳出それぞれ70億 6,545万 6,000円とするものであります。

歳出からご説明をいたしますので、補正予算書8ページ、9ページをごらんください。

初めに上段の表の2款 保険給付費であります。

1項1目 一般被保険者療養給付費の1億 2,492万 2,000円の増額は、インフルエンザやノロウイルスの流行等により、医療費に不足が見込まれますので、増額をするものであります。

続きまして、その下の3目 一般被保険者療養費につきましても、鍼灸、コルセットなどの需要が伸びたため、医療費に不足が見込まれますので、221万 2,000円の増額をするものであります。

続きまして、2項1目 一般被保険者高額療養費の3,587万 6,000円の増額は、高額な医療費が伸びたためでございます。

続きまして、10ページ、11ページをごらんください。

11款 諸支出金、1項3目 償還金は、平成23年度分の療養給付費に係る国の交付金の額が確定したことによる返還金で、8,086万 5,000円の増額でございます。

続きまして、歳入をご説明いたしますので、4ページ、5ページをごらんください。

まず1款 国民健康保険税、1項1目 一般被保険者国民健康保険税を総額で2億 817万 4,000円減額をするものであります。

これは、保険税の収納見込額を精査した結果、減額をするものであります。

続きまして、その下の2款 国庫支出金、1項1目 療養給付費等負担金を2,608万 1,000円増額するものであります。

これは、歳出に計上いたしました医療費についての国の負担分が交付をされるものであります。

続きまして、その下の5款 県支出金、2項2目 財政調整交付金を1,304万円増額をするものであります。

これは、先ほどの国庫支出金と同様に、歳出に計上いたしました医療費についての県の負担分が交付をされるものであります。

続きまして、6ページ、7ページをごらんください。

8款 繰入金、1項1目 繰入金の保険基盤安定繰入金を総額で531万 9,000円増額をするものであります。

これは、低所得者への保険税軽減分を一般会計が補てんするもので、繰入額が確定しましたので増額をするものであります。

続きまして、その下のその他一般会計繰入金3億 2,600万円の増額は、会計上不足する額を一般会計より繰り入れるものであります。

続きまして、9款 繰越金、1項2目 その他繰越金を 8,160 万 9,000 円増額をするものです。

これは、23 年度から 24 年度に繰り越しました繰越金 2 億 7,956 万 6,000 円のうち、まだ予算化をしていない 8,160 万 9,000 円を増額するものであります。

以上で説明を終わります。

No.82 ○議長(安井 明議員)

続いて、議案第 34 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

野村都市計画課長。

No.83 ○都市計画課長(野村芳明君)

それでは、議案第 34 号 平成 24 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第4号)について説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 530 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15 億 2,023 万 5,000 円とするものであります。

それでは、歳出から説明させていただきますので、6ページ、7ページをお開きください。

2款 公共下水道維持管理事業費、1項1目 流域関連維持管理費です。右側の事業別欄で説明いたします。

1の流域関連維持管理事業、説明欄にありますマンホールポンプ保守点検委託料は 170 万 9,000 円の減額であります。

これは、契約執行残であります。

次に、3款 公共下水道建設事業費、1項1目 建設費、右側説明欄、公共下水道築造事業の管渠等築造工事費は 360 万円の減額であります。

これは、執行済み工事と年度内工事実施見込みを精査いたしまして、減額するものであります。

4款 公債費、1項1目 元金、公債費元金償還事業 2,291 万 4,000 円は、財源振替であります。

続きまして、歳入を説明させていただきますので、4ページ、5ページをお開きください。

3款 繰入金、1項1目 繰入金、一般会計繰入金を 2,651 万 4,000 円減額いたします。

これは、歳出減と繰越金の増額によるものであります。

4款 繰越金、1項1目 繰越金、前年度繰越金を 2,120 万 5,000 円増額いたします。

以上で説明を終わります。

No.84 ○議長(安井 明議員)

続いて、議案第 35 号について理事者より提案理由の説明を求めます。
相羽総務防災課長。

No.85 ○総務防災課長(相羽喜次君)

それでは、議案第 35 号 平成 24 年度豊明市土地取得特別会計補正予算書(第1号)について説明をいたします。

1ページをごらんください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額を 327 万 9,000 円減額して、歳入歳出予算の総額を 1,992 万 1,000 円とするものでございます。

歳入予算から説明をいたします。4、5ページをお願いいたします。

上段、1款1項1目1節 土地売払収入は 329 万 9,000 円減額します。

これは、栄町坂畑地内の未利用地 168.6 平米の入札を行い売払金額が確定をしたために、減額をするものでございます。

下段、3款2項1目1節 預金利子は1万円の増額です。

これは、土地開発基金の預金利子が増加したためでございます。

続きまして、6、7ページをお願いいたします。

上段、2款1項1目 土地開発基金繰出事業、土地開発基金繰出金は1万円の増額です。

これは、基金の預金利子を基金に積み立てるものでございます。

下段、3款1項1目 土地開発基金償還事業、土地開発基金償還金は 328 万 9,000 円の減額です。

これは、歳入でご説明をしましたように、未利用地の売払金額及び預金利子額が確定したために、土地開発基金償還金を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

No.86 ○議長(安井 明議員)

続いて、議案第 36 号について理事者より提案理由の説明を求めます。
野村都市計画課長。

No.87 ○都市計画課長(野村芳明君)

それでは、議案第 36 号 平成 24 年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計補正予算(第2号)について説明申し上げます。

補正予算書1ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に変更はなく、歳入歳出予算の

総額を 7,720 万円といたします。

それでは、歳出から説明させていただきます。

6ページ、7ページをお開きください。

2款 家庭排水施設事業費、1項1目 維持管理費、右側説明欄をごらんください。排水施設維持管理事業 943 万 8,000 円を財源振替いたします。

次に、3款 公債費、1項1目 元金、公債費元金償還事業 180 万円を財源振替いたします。

同項1目 公債費利子償還事業 161 万 6,000 円を財源振替いたします。

4款 予備費 50 万円を財源振替いたします。

続きまして、歳入を説明させていただきます。

4ページ、5ページをお開きください。

3款 繰入金、1項 繰入金、一般会計繰入金 1,335 万 4,000 円の減額は、繰越金増によるものであります。

4款 繰越金、1項 繰越金、前年度繰越金は 1,335 万 4,000 円の増額であります。

以上で説明を終わります。

No.88 ○議長(安井 明議員)

続いて、議案第 37 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

野村都市計画課長。

No.89 ○都市計画課長(野村芳明君)

それでは、議案第 37 号 平成 24 年度豊明市有料駐車場事業特別会計補正予算(第 1 号)について説明申し上げます。

補正予算書の 1 ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 31 万 3,000 円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,828 万 7,000 円とするものであります。

それでは、歳出から説明させていただきますので、6ページ、7ページをごらんください。

2款 駐車場維持管理費、1項1目、右側の説明欄、有料駐車場維持管理費 31 万 3,000 円の減額は、契約執行残であります。

次に、3款 公債費、1項1目 公債費元金償還事業 156 万 6,000 円は、財源振替であります。

同、公債費利子償還事業の 26 万 1,000 円も、財源振替であります。

続きまして、歳入を説明いたしますので、4ページ、5ページをごらんください。

2款 繰入金、1項 一般会計繰入金は 182 万 7,000 円の減額をいたします。

これは、歳出の減と繰越金の増によるものであります。

3款 繰越金、前年度繰越金は 151 万 4,000 円の増額をいたします。
以上で説明を終わります。

No.90 ○議長(安井 明議員)

続いて、議案第 38 号について理事者より提案理由の説明を求めます。
原田高齢者福祉課長。

No.91 ○高齢者福祉課長(原田一也君)

それでは、議案第 38 号 平成 24 年度豊明市介護保険特別会計補正予算書(第3号)についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2億 1,634 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 34 億 9,232 万 8,000 円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、13、14 ページをお開きください。

1款1項1目 一般管理事務事業の 110 万円は、事務費繰入金から介護保険事業費補助金へ財源を振りかえるものでございます。

次に、1款3項1目 介護認定審査会事業の 60 万円の減額は、認定審査会の休会に伴う減額でございます。

その下の2目 認定調査等事業の 50 万円の減額は、主治医意見書作成件数が当初を下回る見込みのためでございます。

続きまして、2款1項1目 居宅介護サービス給付費の2億 534 万 1,000 円の増額につきましては、通所介護や通所リハビリ、また訪問介護は、当初より増加する見込みとなりました。

理由としましては、介護認定者が前年より増加したこと及び介護度の低目の方、特に介護2、3の方々のサービス利用が増えたことが考えられます。

次に、15、16 ページをお開きください。

同じく2款2項1目 介護予防サービス給付費の 1,386 万 8,000 円の増額ですが、要支援者のデイサービスの利用件数が計画より増加することが主な理由でございます。

その下、3款1項2目 一次予防事業費の 50 万円の減額は、介護支援ボランティアポイント事業委託料の契約残であり、その下、同じく3款2項1目 介護予防ケアマネジメント事業費の 67 万 3,000 円の減額は、電算関係借上料の契約残でございます。

次に 17、18 ページをお開きください。

3款2項3目 権利擁護事業費の 58 万 8,000 円の減額は、成年後見人の福祉法申し立て分に係る費用で、申し立て件数が見込みを下回るための減額でございます。

次に4款1項1目 介護給付費準備基金積立金の 12 万 8,000 円は、準備基金の利子を

一般財源から振りかえるもので、金額に変更はございません。

次に、歳入について主な事項を説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

1款1項1目 第1号被保険者保険料 241万 1,000円の減額は、説明欄をごらんください。

特別徴収保険料については、2,266万 9,000円を減額いたします。

これは、特別徴収被保険者数が当初の計画より死亡、転出等で約500人減少したことによるものでございます。

またその下、普通徴収保険料は、逆に65歳到達者が計画より270人程度増加しており、65歳到達時は普通徴収となるため、2,025万 8,000円を増額するもので、その差額分として241万 1,000円の補正減となりました。

次に、3款1項1目 介護給付費負担金を4,477万 5,000円増額して5億 6,206万 1,000円とするものです。説明欄をごらんください。

24年度分の介護給付費の変更交付額が決定したことにより、追加分として3,054万 8,000円が交付されます。

またその下は、23年度の精算分として1,422万 7,000円が交付されることによるものでございます。

次に、下段の3款2項2目 地域支援事業交付金の12万 5,000円の減額と、その下の23万 3,000円の減額は、歳出で説明しました一次予防事業及び権利擁護事業の減額に伴う国の負担分の減額です。

なお、後段で説明いたします4款の支払基金交付金、5款 県支出金、7款 一般会計繰入金につきましても、同様の理由により、法定割合に応じて補正しておりますので、金額のみの説明とさせていただきます。

次に、7ページ、8ページをお開きください。

上段、4目 事業費補助金の110万円の増額は、介護報酬改定等に伴う電算システム改修事業に係る費用の2分の1の補助金でございます。

次に、その下の4款 支払基金交付金の1目 介護給付費交付金を5,089万 4,000円増額いたします。

2目 地域支援事業費交付金は14万 4,000円の減額でございます。

次に最下段、5款 県支出金の介護給付費負担金は2,600万 6,000円の増額でございます。

次に、9ページ、10ページをお開きください。

同じく5款 地域支援事業交付金は、合計で17万 9,000円の減額でございます。

次に、6款1項1目 利子及び配当金の12万 8,000円は、介護給付費準備基金の利子でございます。

次に、7款1項 一般会計繰入金でございますが、介護給付費繰入金 2,740万 1,000円の増額及びその下、地域支援事業繰入金として6万 2,000円と11万 7,000円を減額するものでございます。

次に、11ページ、12ページをお開きください。

一般会計繰入金の4目 その他一般会計繰入金の175万 7,000円の減額は、一般管理事務事業や介護認定審査会事業等の事務費繰入金を減額したことによるものでございます。

続きまして、7款2項1目 介護給付費準備基金繰入金の増額は、準備基金分として6,595万 6,200円及び財政安定化基金分として621万 5,800円、合わせまして7,218万 8,000円を積み立てるものでございます。

最後になりますが、9款3項3目 介護予防サービス計画費収入金111万 6,000円の減額は、地域包括支援センターを委託したことによる、要支援者のケアプランの作成業務がなくなったことによるものでございます。

以上で説明を終わります。

No.92 ○議長(安井 明議員)

以上で日程7を終わります。

ここで、会議の途中でありますが、10分間の休憩といたします。

午後2時16分休憩

午後2時26分再開

No.93 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

日程8、議案上程・質疑に入ります。

議員提出議案第1号から議員提出議員第4号までの4議案を一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

毛受明宏議員、登壇にて説明願います。

No.94 ○2番(毛受明宏議員)

議長よりご指名をいただきましたので、議員提出議案第1号から4号までの提案説明をいたします。

初めに、議員提出議案第1号 豊明市議会基本条例の一部改正について提案説明を申し上げます。

地方自治法第112条第2項及び豊明市議会会議規則第14条の規定により、別添のと

おり提出するものでございます。

提案理由につきましては、地方自治法の一部改正に伴いまして、所要の整備を行う必要があるからでございます。

では、内容について説明をしますので、1枚おめくりください。

豊明市議会基本条例の一部改正をする条例。

第11条の見出し及び条文にあります「政務調査費」を「政務活動費」に改めます。

附則といたしまして、この条例は平成25年3月1日から施行するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

続いて、議員提出議案第2号 豊明市議会委員会条例の一部改正について提案説明を申し上げます。

地方自治法第112条第2項及び豊明市議会会議規則第14条の規定により、別添のとおり提出するものでございます。

提案理由につきましては、地方自治法の一部改正に伴いまして、所要の整備を行う必要があるからでございます。

では、内容について説明しますので、1枚おめくりください。

豊明市議会委員会条例の一部を改正する条例。

今まで地方自治法で規定されておりました委員会等の組織運営について、法の一部改正により、委員会に関する規定の簡素化が図られ、委員会の選任方法、在任期間等について法で定めておりました事項を、条例に委任する改正が行われましたので、その改正をするものでございます。

第2条に、議員が所属する常任委員の数を第1項として規定し、常任委員会の名称、委員の定数及びその所管を第2項に繰り下げます。

第6条は、第3項として特別委員の在任期間を追加いたします。

第7条に、第2項として委員の選任事由が生じたときは速やかに選任する規定を設け、以下、項を繰り下げします。

第24条、第25条及び第28条につきましては、会議規則の一部改正に合わせて、字句を改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成25年3月1日から施行するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

続いて、議員提出議案第3号 豊明市議会会議規則の一部改正について提案説明を申し上げます。

地方自治法第112条第2項及び豊明市議会会議規則第14条の規定により、別添のとおり提出するものでございます。

提案理由につきましては、地方自治法の一部改正に伴いまして、所要の整備を行う必要があるからでございます。

では、内容について説明しますので、1枚おめくりください。

豊明市議会会議規則の一部改正をする規則。

今まで地方自治法で公聴会の開催、参考人の招致を明確に認めていたのは、委員会のみでしたが、このたび、法の一部改正によりまして、本会議においても公聴会の開催、参考人の招致をすることができるようになりましたので、その改正等をするものがございます。

この規則は、章立てで構成されていますので、目次の改正も行います。

第1章の第9節を公聴会、参考人に関する節にしまして、会議録を第10節に繰り下げます。

この第9節に公聴会、参考人に関する規定を7条設けますので、この節以下の条番号を7条ずつ繰り下げするものがございます。

また、これに伴いまして、条文中に条番号等を引用している箇所につきましては、所要の改正を行います。

ただいま申し上げましたが、このページと、もう1枚めくっていただきまして、次のページ以降に規定しています。

では、さらにもう1枚めくっていただきまして、上から5行目より第9節、公聴会、参考人の節を設けます。

この節には、第78条の公聴会の開催手続から第84条の参考人まで、7条の規定を設けます。

内容につきましては、豊明市議会委員会条例の第22条から第28条までに規定しているものと同様でありますので、説明は省略させていただきます。

附則といたしまして、この条例は平成25年3月1日から施行するものがございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

続いて、議案提出議案第4号 市長の専決処分事項の指定についての一部改正について提案説明を申し上げます。

地方自治法第112条第2項及び豊明市議会会議規則第14条の規定により、別添のとおり提出するものがございます。

提案理由につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会が指定する市長において専決処分することができる事項を追加するに当たり、議決の必要があるからであります。

では、内容について説明しますので、1枚おめくりください。

市長の専決処分事項の指定についての一部を改正する議決。

当市議会では、平成24年5月より定例会を開催し、通年議会としてきょうまで至っていますが、年度末における地方税法等の日切れ法案の成立に伴う条例改正や、災害時などの緊急を要する補正予算、議会等の解散等による選挙で緊急を要する補正予算については、執行機関の事務に支障を及ぼさない範囲で、市長において専決処分をすることが

できるものとして、この2項を追加するものであります。

この議決は、議決の日から効力を生じるものとなります。

以上で提案理由の説明を終わります。

議員提出議案第1号から第4号までの提案説明を終わります。

議員の皆様のご賛同をお願いして、説明を終わります。

No.95 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.96 ○議長(安井 明議員)

以上で議員提出議案第1号から議員提出議案第4号までに対する質疑を終結いたします。

本案は議員提出議案でありますので、委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

討論については一括してお受けいたします。

討論のある方は挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.97 ○12番(山盛左千江議員)

議員提出議案の第1号 豊明市議会基本条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたしますが、議会基本条例につきましては、中身についていろいろと改正、修正等を行うべきところは、私たちもかねてより感じておりましたが、今回は自治法改正にかかわる部分のみということで理解をし、賛同するものであります。

まだ、議会基本条例が施行され、1年がたちませんので、今回の自治法改正と乗り合わせて見直すということは避けませうけれども、今後、皆さんにおいても協議をした上で、よりいいものにしていければという気持ちを込めて、討論をさせていただきます。

以上です。

No.98 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

(発言する者なし)

No.99 ○議長(安井 明議員)

以上で討論を終結し採決に入ります。

初めに、議員提出議案第1号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.100 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、議員提出議案第2号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.101 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

続いて、議員提出議案第3号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.102 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

続いて、議員提出議案第4号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.103 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第4号は原案のとおり可決されました。

以上で日程8を終わります。

ここで、お諮りいたします。お手元に配付をいたしましたとおり、議員より議員提出議案第5号及び議員提出議案第6号が追加提案されておりますので、直ちに日程に追加し、一括議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.104 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第5号及び議員提出議案第6号を直ちに日程に追加し、一括議題といたします。

初めに、議員提出議案第5号について提出者より提案理由の説明を求めます。

伊藤 清議員、登壇にてお願いいたします。

No.105 ○16番(伊藤 清議員)

議長のご指名をいただきましたので、議員提出議案第5号 豊明市議会政務活動費の交付に関する条例の制定について、提案説明を申し上げます。

地方自治法第112条第2項及び豊明市議会会議規則第14条の規定により、別添のとおり提出するものであります。

提案理由につきましては、地方自治法の一部改正に伴いまして、政務活動費を充てることのできる経費の範囲を条例で定めるとともに、所要の規定の整備を行う必要があるからであります。

内容の説明をいたしますので、1枚おめくりを願います。

豊明市議会政務活動費の交付に関する条例。

現在あります豊明市議会政務調査費の交付に関する条例をベースに作成をいたしております。

第1条から第4条までは、政務調査費を政務活動費に改めた条文になります。

第5条につきましては、規則において定めておりました用途基準を、この条において規定をしたものであります。

第6条及び第7条につきましては、政務調査費を政務活動費に改めた条文であります。

第8条につきましては、政務活動費の返還についてを規定しております。

第9条につきましては、収支報告書の保存期間を5年とし、第10条で、政務活動費の透明性の確保としまして、議長に調査権を与え、政務活動費の適正な運営を期し、用途の透明性の確保に努めることを規定しております。

第11条につきましては、規則への委任条項であります。

附則といたしまして、第1項は施行期日であります。この条例は平成25年3月1日から施行するものでございます。

第2項としましては、豊明市議会政務調査費の交付に関する条例は廃止するということでもあります。

第3項につきましては経過措置でありまして、この条例の施行の日以前に交付された政務調査費は、従前どおりの取り扱いといたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

No.106 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

続いて、議員提出議案第6号について提出者より提案理由の説明を求めます。

早川直彦議員、登壇にて説明願います。

No.107 ○11番(早川直彦議員)

それでは、議員提出議案第6号 豊明市議会政務活動費の交付に関する条例制定について、提案説明をさせていただきます。

この案を提出するのは、地方自治法の一部改正に伴い、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めるとともに、所要の規定の整備を行う必要があるからです。

初めに、条例案提出に至る経緯と理由についてご説明いたします。

当市議会においては、7年前の2006年、政務調査費を使って参加した研修会議を多くの議員が抜け出していたことが発覚し、政務調査費が返還される事態となりました。

また昨年秋に、市政改革の会と絆の政務調査費に対し、住民監査請求が提出され、返還が命じられました。

豊明市議会として、市民の信頼回復と再発防止に向けた見直しを避けて通るわけにはいかないと考え、本案の策定に臨みました。

内容に入る前に、条例全文改正の根拠となりました法改正について簡単に述べさせていただきます。

昨年9月5日に、地方自治法の一部を改正する法律案が公布され、複数の修正が行われました。

修正案のうち、政務調査費については、1 名称を政務活動費に改称し、交付目的を議員の調査研究に資するためから、議員の調査研究その他の活動に資するために改め、2 政務活動費を充てることができる経費の範囲、すなわち用途基準を条例で定めることとし、3 政務活動費の用途の透明性の確保に努めることとされました。

法改正の目的に沿って、本案の主なポイントについてご説明します。

1については、名称変更に伴い、その他の活動という文言を条例の趣旨に追加しました。

他市においては、この文言を追加しないところもありましたが、全国市議会議長会の参考条例に従い、追加しました。

2の用途基準については、これまでの議会の申し合わせで定めていたものを、そのまま条例に移行し、用途拡大は行わないこととしました。

しかし、用途基準は「何々等」という表現が多数使われており、曖昧な部分がありますので、今後、議員間で協議し、要綱等において詳細にしていく必要性を感じています。

3 透明性の確保等については4点盛り込みました。

- 1 議長が必要に応じて調査できること。
- 2 領収書等の添付の義務づけ。
- 3 行政視察等の活動報告書の提出の義務づけ。
- 4 何人も収支報告書を情報公開請求ではなく、閲覧できるようにしました。

地方自治法の改正の際、衆参の総務委員会において、用途の透明性の確保を求める

附帯決議が決議されたことを踏まえ、全国市議会議長会の政務活動費の交付に関する参考条例等の検討委員会は、この4点については努力義務を課し、1、2、4は、参考条例にも明記されました。

最終的には、各市議会の判断によるとしましたが、法の趣旨を鑑み、4点全てを条例化すべきと考え、定めることとしました。

その他、オリジナルで盛り込んだ点についてご説明します。

1 政務活動費を目的外に使用した場合、不正な請求等があった場合、市長は返還を命じなければならないとしました。

これは、私たちの平成23年度の政務調査費の収支報告書が事実と異なった問題で、議長に何度も訂正と返還を申し出ましたが、受け入れていただけず、市に損害を与えた経験を踏まえてのことです。

政務調査費は、市の補助金でありますので、市長の権限により是正や返還の勧告、命令を行うことを規定しました。

2 視察や研修などに参加する際の旅費支給は、市の旅費条例を上限とする実費とし、日当は廃止いたします。

政務調査費は旅費条例に基づき計算されていますが、宿泊料はどこに泊まっても一律で、1万4,500円となっています。

ビジネスホテルは、7,000～8,000円のところも多く、朝食、夕食代も含まれるものの、通常の食事をすれば1万4,500円は十分過ぎます。

透明性の点からも批判の声もあり、宿泊費と食事代の領収書をそろえて実費精算をすれば、済むことであります。

また、日進市議会では、以前から実費支給とされていることから、そのように改めます。

日当は現在、1,500円支給されていますが、日当自体が時代錯誤であるとの声が多く、廃止をいたします。

従来は、条例による宿泊費と実費に差額が生じた場合、申しわけないと思いながらも、受け取るしか方法がありません。

本条例が可決されれば、例えば5,000円浮いた場合は、その分、次の視察なり資料の購入なり、ほかのことに使用できます。使い残せば市に返還することもできます。

より効果的な使い方が可能になるという意味でも、改定の意義を感じております。

私たちの案は、市政会の案に削除や訂正を加えることを避け、まずは衆参両委員会の附帯決議と、全国市議会議長会の参考条例に示された内容をもとに追加しました。

その上で先に述べましたとおり、本市議会の政務調査費返還の経験や、税金を少しでも有効に使うための案を盛り込みました。

政務活動費の交付に関する条例の市政会案と異なる部分の説明をします。

2枚目を見てください。

2枚目の第6条の2ですが、前項の経理責任者につきましては、前項の経理責任者は会計帳簿、現金出納簿を作成するとともに、政務活動費の支出を証する領収書又はこれに準ずる書類を保管しなければならないことを規定しました。

これにより、経理責任者の会計帳簿の作成と支出を証する書類の保管を明確にしています。

同じく2枚目、第7条 収支報告書の提出につきましては、会計帳簿、現金出納簿及び領収書又はこれに準ずる書類の写し、以下、「添付書類」というを添付して、新たに加えるものであります。

これにより、第10条の透明性の確保に規定した、議長が調査をする場合の書類が明確となり、適正な運用につながるものと考えております。

続いて3枚目、第8条の2、政務活動費の返還につきましては、市長は政務活動費の適正な運用を期するため、政務活動費の交付を受けた会派が、第5条に規定する用途基準又は豊明市補助金等交付規則第14条に違反すると認めるときは、会派に対し違反の是正若しくは改善のために講ずべき措置又は政務活動費の全部若しくは一部の返還を勧告し、又は命じなければならないと規定しました。

これにより、政務活動費の使用において、何をもちて違反と判断するのか、具体的に定めるとともに、違反があった場合、活動費の返還等を命ずることも義務づけました。

同じく、3枚目の第9条の2につきましては、何人も、前項の規定により保存されている収支報告書の閲覧をすることができることを、新たに規定したものであります。

これにより、広く監視の目にさらし、また透明性を高めることができます。

第10条の2、透明性の確保につきましては、会派が政務活動費を使用し、行政視察又は研修会等参加を実施した場合、会派の代表者は、その活動報告を行政視察等終了後30日以内に議長に提出しなければならないと、新たに規定したものであります。

これまで視察等のレポートは提出されていまして、会派に負担を強いるものではありませんが、提出を義務化することで、今回の条例の全文改正を機に、透明性を高めようという議会の意思をより理解していただければと考えています。

最終ページに移ります。

最終ページの表の下側、ただし、日当は支給しないものとするを追加しました。

これにより、旅費条例を上限として政務活動費による旅費を実費支給とし、また、日当の支給を廃止するものであり、より有効に活動費を使うことができます。

附則は、先ほどと同じですので、割愛させていただきます。

内容の説明については以上になります。

私たち議員が貴重な税金である政務活動費を使用して調査研究等をさせていただくに当たり、市民から疑念を持たれない使い方をしていくことは当然であり、そのためにも先ほど説明したとおり、透明性を高めるために会計帳簿や領収書の添付や視察などの活動報告書の提出を義務化し、何人も閲覧することができることや、旅費条例を上限とした実費

支給を明確にするための修正であります。

多くの皆様のご賛同をいただきますようお願いいたしまして、提案説明とさせていただきます。

No.108 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

近藤恵子議員。

No.109 ○5番(近藤恵子議員)

今回の議員提案議案の第6号のほうについて、少し質問いたします。

第6条において、領収書及びこれに準ずる書類の保管をしなければならないとか、あと、その提出とかが書いてありますけれども、交通費に関しては、昨年度になりますか、我が市の監査委員が交通費に関しても領収書が必要であると、領収書の添付のない交通費は認めないという判断を下していますけれども、交通費に関する領収書については、どのようにされるかをお聞かせください。

また、その日当に関して、最終ページの日当に関してですけれども、日当を支給しないということになりましたけれども、これも同じく、昨年度の住民監査請求において、絆の日当、請求していないものを返還するように、監査委員が命令が下しております。

このことにおいて、市長のほう判断し、その分の計算をやっておりますけれども、日当に関してなかなか見解が、市で一貫しておりません。

No.110 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員に申し上げます。

条例の中身について質疑を願います。

No.111 ○5番(近藤恵子議員)

そこで、この日当を支給しないものとするという文言を入れた理由をお聞かせください。

No.112 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

山盛左千江議員。

No.113 ○12番(山盛左千江議員)

まず、領収書の件について答弁いたします。

領収書につきましては、公共交通機関を使用した場合は添付しないという、電車、バスの領収書の添付については、対象外にしたいという考えを持っております。

その理由としましては、視察等に行った場合、豊明から視察目的地、また目的地から目的地、さらに最終的に目的地から豊明市というふうに旅費規程で行程が、ルートがつけられます。

宿泊を伴う視察の場合、そのルート上に宿泊地が確保できないこともあろうかと思いません。

そうすると、豊明市の旅費規程と違う交通費が発生する可能性もありますので、まあそういったことから考えると、最低、最短の旅費規程による交通費の領収書については添付しないで、その額を支給するということが妥当であろうと。かえって、疑念を持たれないのではないかというような感覚を持っておりますが、今、近藤議員の質疑にもありましたとおり、領収書がないことによって、返還命令が出されるという経験もございますので、どのようにすることが市民に対する説明になるのか、証拠になるのかということ、議会内で十分協議した上でルールを確定する必要があるというふうに考えておりますので、今現在は公共交通機関は含まないが、決定は皆さんとしていければ、要綱、規則等で定めていけばというふうに考えております。

それから、日当についてですけれども、日当の支給は起源を少し申し上げますと、戦後の食糧不足の折に、公務員がどこかに出張等に行った場合、その配給の食事をとることができませんので、その分を支給するという、そういった歴史的な背景の中で、日当というものが生まれたというふうに聞いております。

今の時代には合わないということもございますし、先ほど近藤議員が質疑の中でも言いましたとおり、日当についての監査委員の見解もありますので、この際ですので、日当の支給は行わないと、そういうふうに考えました。

以上です。

No.114 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

前山美恵子議員。

No.115 ○19番(前山美恵子議員)

5号と6号と比較をしまして、ちょっとご説明がなかったんですけども、最後のページの備考のところに、豊明市の職員の旅費に関する条例に規定する市長の例により算出した額の範囲内とするというふうに、これが新しく入っておりますが、これが入ったという意図をちょっとご説明をいただきたいと思えます。

No.116 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。
山盛左千江議員。

No.117 ○12番(山盛左千江議員)

先ほどの早川議員の提案説明にもあったと思いますが、宿泊の場合は1万4,500円を一律支給を受けるわけです。

宿泊、まあホテル代と朝、夜の食事代を含めても、1万4,500円に達しないということも経験しておりますので、少しでも安価に視察を終える、経費を無駄に使わないという、そういう思いでもって今現在、支給されている額を上限とし、それ以下の部分になった場合は、領収書をきちっと添付した上で、その実費を請求すると、そういうふうにしていければというふうに考えました。

以上です。

No.118 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。
前山美恵子議員。

No.119 ○19番(前山美恵子議員)

豊明市職員の旅費に関する条例について、まあ旅費、今、宿泊費だけのことを、これは言っているんでしょうか。

旅費についてはですね、公務のために旅行する職員ということで、議員の政務調査費を使った視察については、市政改革の会もこれは公務ではないというふうに、ビラにも書いていらっしゃるんですけども、この点についての整合性をちょっとお聞かせください。

No.120 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。
山盛左千江議員。

No.121 ○12番(山盛左千江議員)

すみません、ちょっと質問の意図がよくわからないので、もう一度お願いいたします。

No.122 ○議長(安井 明議員)

質疑が2回目なんですが、簡潔に補足をしてください。

No.123 ○19番(前山美恵子議員)

旅費に関する条例ということで、旅費に関する条例については、公務のために旅行する職員というふうに限られておりますけれども、議員の政務調査費を使ったものについては、公務というふうに位置づけをされていらっしゃると思いますので、ここのとこの整合性をお聞かせいただけるとありがたいんですが。

No.124 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

山盛左千江議員。

No.125 ○12番(山盛左千江議員)

公務ではないということは、公務災害の対象にならないということは、皆さんご承知のことで、政治倫理委員会でも委員長である月岡さんも、そんなようなことをおっしゃっていらっしやうと記憶しております。

なので、そのことについては改めて私から説明することではないと思います。

公務ではないので、市の旅費規程を準用しないと、使用しないという考えを持って、今聞いておられるのであるならば、今までの政務調査費の旅費のあり方、旅費の計算の仕方、全てが矛盾したことになりますので、豊明市のものを使用しつつということで考えております。

以上です。

No.126 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.127 ○議長(安井 明議員)

以上で議員提出議案第5号及び議員提出議案第6号に対する質疑を終結いたします。本案は議員提出議案でありますので、委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

討論については一括してお受けいたします。

討論のある方は挙手を願います。

藤江真理子議員。

No.128 ○6番(藤江真理子議員)

議員提出議案第6号 豊明市議会政務活動費の交付に関する条例の制定について、賛成の立場で討論させていただきます。

豊明市議会では現在、年間1人当たり政務調査費として15万円が支給されています。

先ほどの早川議員の提案説明によりますと、この条例案、第6号の条例案の特徴として、大きく次の3点が挙げられると思います。

1つ目の透明性を高める。

2つ目に、不正な使用に対し市長が是正勧告又は返還命令をする。

3つ目として、旅費条例を上限とした実費支給にするということでもあります。

中でも3点目の実費支給につきましては、これは、私が議員になって間もなく2年になろうとしています、例えば先ほどの1泊、宿泊を伴いますと、1万4,500円が支給されます。

このことは、領収書を添付して、実際に使った金額を請求するのが当たり前ではないでしょうか。

先ほど、山盛議員のお話の中でもありました日当についても、時代の名残であるこの日当の支給も、今の時代は必要とは思えません。

議会改革は、気づいたところから一つひとつ改善していく、その積み重ねだと思っています。

細かいところは規則や要綱など、議員同士で協議が必要なのは言うまでもありません。

政務活動費も事業仕分け同様、そもそも論で見直すことが求められ、市民の意見を募るなど、その作業プロセス自体を公開していくことも、時代の流れかと思っています。

政務活動費について、暗黙のルールや慣例という曖昧な部分を、市民が見ても、誰が見てもわかるように、明確にしていくことが必要だと肌身で感じているわけです。

本日、冒頭の市長の施政方針にもありました、行政側の情報公開がどんどん進んでいきます。二元代表制の両輪であるもう一方の議会も、透明性を高めていかなければなりません。

そのような意味からも、先ほど申し上げました、現時点で必要最低限と思われる3点が盛り込んであります、この条例案に賛成いたします。

最後に1つ、面識はない方なんですけれども、ある市民の方から先日、1通のお手紙をいただきました。一部をご紹介します、私の賛成討論を終わりたいと思います。

そのままの引用なので、敬称は略になります。

「2年前の選挙公報を読みますと、当選者は20人、その中の10人は議会改革を挙げて当選いたしました。すなわち、次の方々です。

安井 明、杉浦光男、早川直彦、近藤恵子、山盛左千江、川上 裕、近藤郁子、藤江真理子、月岡修一、堀田勝司、以上10名であります。

国語辞典で改革とは、制度、組織を根本的に変えることとあります。皆さん、それぞれ一言あり、つき合い方もあるでしょうが、公約に掲げてありまして、市民の支持も受けてお

ります。これだけはしっかり守ってもらいたいのです。」

以上です。

議員の皆様のご賛同をお願いいたします。

No.129 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

近藤善人議員。

No.130 ○4番(近藤善人議員)

それでは、議員提出議案第6号に賛成の立場で討論いたします。自治法の改正に伴い、地方議員を対象に交付されている政務調査費が、政務活動費に改称され、視察や研修参加、書籍購入などの調査研究に限っていた使途が、その他の活動にも拡大されました。

中には、使い勝手がよくなるとの期待がある一方、使途の無原則な拡大を警戒する声も聞かれます。

条例第10条では、議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努めるものとするがあります。

貴重な市民の税金である以上、政務活動費の趣旨をより明らかにするためには、領収書等の公開、ホームページにおける閲覧情報の掲載、政務活動費による活動結果の公表などにより、透明性を確保することが市民への義務であると思います。

以上、賛成討論を終わります。

No.131 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

杉浦光男議員。

No.132 ○10番(杉浦光男議員)

私も第6号に賛成ですけど、苦言を申し上げますと、僕がなぜ第6号に賛成かという、領収書の添付、それから公開、これはやっぱどうしても、僕自身の心情としてはやらざるを得ない。

それから、僕の信念としても、それをやらざるを得ないと思っているから、その点について、こちらに第6号で出ているから、もうこれに賛成するよりしか仕方がないなという、そういう結論なんですけど、提案者が非常に予断を許す、僕は提案の仕方をしておと思うんだね。

やっぱし、これ本当に静かに両方の5号と6号を読んで判断しようと思うと、提案の仕方

というのは非常に僕は難しいと思うんだ、提案の仕方。

ただ、自分たちの主張のほうに、があつと曲げようと思って、こういう提案をすると、それなりに提案はできるんだけど、非常に僕は提案の仕方が下手だったなというふうに思います。

これ、非常に予断を持つ提案になって、僕は初めから領収書の添付、これは必須の上だから、これに賛成と思っていたんですが、聞いているうちに、だんだん、これやめようかなと思ったんです。

思ったけども、まあいたし方ない。だから、非常に留保した賛成ですけど、これ白か黒かといったら、そちらしかないの、一応賛成ということなんですけど、非常に僕は提案の仕方に問題があるなというふうに思いました。

これは賛成討論にならないかもしれんけど、苦言が入るといのは、賛成討論とないかもしれませんが、提案の仕方を僕は考えないと、非常に判断がみんな迷うというか、本当に何が中心で、何が何なんだということになるというふうに思いました。

以上です。

No.133 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

近藤恵子議員。

No.134 ○5番(近藤恵子議員)

今回の議員提案議案の第6号に賛成の立場で討論いたします。

その主なところは、やはり領収書の添付と公開という点があるところです。

領収書に関しては、今までも添付はしておりますけれども、それが条例できちんとされるということに対しては、意義があると思っています。

それから、政務調査費の公開ですけれども、もう既に他市町では、政務調査費がインターネットで公開が始まっています。

愛知県の議員でもどれだけ使ったか、本当に1人の人に対して、すごい大変なページを使って、もう公開がインターネットでされています。

その時代にあつて、まだ閲覧をするのには、情報公開条例をもってしなきゃいけない、そして日数がかかるというのは、やはり今の時代にあつて遅れていると思います。

今回、私たちの、私がいた前のときの政務調査費について、いろいろ市民の方から指摘いただいたわけですが、もしも、それもひょっとしたら、公開条例ということを使ったことによって、時間がかかったりしたことであるというなら、それはまた、私たちが公開しないことに対しての市民の責任が果たせていないと思っています。

やはり、すべてをインターネットなり、いつでも閲覧なり、自由にできるような状況にして、

私たちも含め、全て議員の政務調査費のあり方は、市民の監視のもとにあるべきだと思う考えを持っております。

よって、そういった項目が含まれております第6号のほうに賛成といたします。

No.135 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

前山美恵子議員。

No.136 ○19番(前山美恵子議員)

5号を賛成とし、6号については反対といたします。

まあ6号について、いろいろ5号と違う点について明記をされておりますけれども、現状をこの文言で明らかにされたということでもあります。

ただ、条例としてかためてしまうというか、というところでは、どちらかという、申し合わせとかにしたほうが、余裕が持てるのではないかなと。

ただ、この点については、今現状のところでは、今現在、行っているものを明記をされたという点だけかなというふうに思いますので、5号について賛成といたします。

No.137 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

(発言する者なし)

No.138 ○議長(安井 明議員)

以上で討論を終結し、採決に入ります。

初めに、議員提出議案第5号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.139 ○議長(安井 明議員)

賛成多数であります。よって、議員提出議案第5号は原案のとおり可決されました。

ただいま議員提出議案第5号は原案のとおり可決されましたので、議員提出議案第6号は一事不再議により、議決不要といたします。

(議長の声あり)

No.140 ○議長(安井 明議員)

伊藤 清議員。

No.141 ○16番(伊藤 清議員)

この後、動議の提出を予定をいたしております。
文書をもって提出をいたしますので、暫時、休憩を願います。

No.142 ○議長(安井 明議員)

文書にして提出を願うため、暫時、休憩といたします。

午後3時14分休憩

午後4時30分再開

No.143 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。
お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議時間を延長いたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.144 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。
休憩中に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果を委員長より報告願います。
毛受明宏議会運営委員長。

No.145 ○議会運営委員長(毛受明宏議員)

議長よりご指名がありましたので、休憩中に開催いたしました議会運営委員会の審査結果についてご報告を申し上げます。
お手元に配付されておりますとおり、決議案第1号 市長の職権濫用問題及び農地法違反等の調査に関する決議が提出されましたので、直ちに本日の日程に追加し、議題とすることといたしました。
以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.146 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。
お諮りいたします。お手元に配付をいたしましたとおり、議員より決議案第1号が提出されておりますので、直ちに日程に追加し、議題といたしたいが、これにご異議ありません

か。

(異議なしの声あり)

No.147 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、決議案第1号 市長の職権濫用問題及び農地法違反等の調査に関する決議を直ちに日程に追加し、議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

月岡修一議員、登壇にて説明願います。

No.148 ○17番(月岡修一議員)

それでは、私のほうから決議案第1号を朗読をもって皆様に提案を申し上げます。

市長の職権濫用問題及び農地法違反等の調査に関する決議。

豊明市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

平成25年2月26日

豊明市議会議長 安井 明殿

提出者 月岡修一、伊藤 清

賛成者 堀田勝司、平野龍司

内容に入ります。

1 調査事項

本議会は、地方自治法第100条の規定により、次の事項について調査するものとする。

(1) 市長個人の所有する農地の取り扱いに関して、市長の職員に対する言動及び強要の有無について

(2) 市長の農地法違反に関する事項

(3) 水稻生産実施計画書等の提出に関する事項

2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第110条及び豊明市議会委員会条例第6条の規定により委員10人からなる市長の職権濫用問題及び農地法違反等調査特別委員会を設置して、これに付託するものとする。

3 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項の規定により、選挙人その他の関係人の出頭、証言及び記録の提出を請求する権限並びに同条第10項の規定により、団体等に対し照会をし、又は記録の送付を求める権限を上記特別委員会に委任する。

4 調査期限

上記特別委員会は、1に掲げる事項の調査が終了するまで存続するものとし、閉会中もなお継続して調査を行うことができる。

5 調査経費

本調査に要する経費は、平成 24 年度においては 50 万円以内とする。

以上、決議する。

平成 25 年 2 月 26 日

愛知県豊明市議会

以上です。

よろしくお願いいたします。

No.149 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

本案は決議案でありますので、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.150 ○12番(山盛左千江議員)

質疑は省略なので、非常によくわからないままになってしまいますが、えっ、質疑はできないですか。どうしても無理ですか。確認したいことがございますが、無理ですか。議長。

No.151 ○議長(安井 明議員)

討論を続けてください。

No.152 ○12番(山盛左千江議員)

はい。じゃ残念ですが、討論に入ります。

では、まず反対の立場で討論いたします。

市長の職権濫用問題及び農地法違反等の調査に関する決議案でありますけれども、この表題というか、決議のタイトルを見ると、主語は市長でありまして、職権濫用問題と、それから農地法を及びで結び、その2つに対して「等」をつけた調査に関する決議というふうな条例の解釈上、法的上、国語的にはそういうことになります。

すなわち、この決議において、職権濫用問題と農地法違反、それから、そのほか「等」ということで、何が今後くっついてくるかがわからない、どこまでも広がる可能性のある決議だというふうな、国語的には読み取れる内容であります。

まず、そこが反対理由の1つ。

それから2つ目、調査事項の(1)ですけれども、市長個人の所有する農地の取り扱いに関してと書いてあります。農地の取り扱いとは、何のことをいうのでしょうか。

市長が所有する農地を取り扱う、市に対する何か取り扱い、わかりませんが、書類とか申請することをいっているのか、耕作そのもののことをいっているのか、農地の取り扱いについての理解が全くできません。

それから、市長の職員に対する言動及び強要の有無について、この職員についても特定されておられません。

何々課の職員とか、何年度どこどこに所属していたとか、なぜ特定しないのかという点が、反対の理由の2つ目であります。

3つ目、(2)市長の農地法違反に関する事項というふうに書かれております。

ここについては、農地法に関する事項が、いつの農地法に関するものなのか、平成23年なのか、4年なのか、5年なのか、そのことを特定できるはずであります、特定されておられません。

これが反対理由の3つ目であります。

4つ目、水稻生産実施計画書等というふうに、また、ここに「等」がついております。この「等」の中身は何なのか。

この計画書を出すときに、一緒に何か添付するものが、具体的なものが特定されているのであれば、そのときに提出する、あれ、これ、どれ、それと書くのが本来であり、もしくは、長くなってしまいうのであれば、いついつに提出された、何年何月に提出された計画書というふうに時期を特定すれば、事足りるというふうに思います。

そういう意味で、調査項目につきまして先ほどの、まあ前回出された知事の裁定に、事件の特定が求められているにもかかわらず、今回また、非常に的確性に欠ける不明瞭な調査項目になっているという点について、とても賛成しかねます。

さらに5番目、調査経費についてであります。

今回は知事の裁定を受けて、違法という指摘を受けまして、50万円以内というふうに額を定められました。

この額を定めるに当たっては、地方自治法222条、議会がこういった予算にかかわる提案をするときには、市長部局との調整というか、協議というものが求められておりますが、そういった行為をきちっとされたかどうか、そのことを質疑の中で確認したかったのでありますけれども、質疑ができませんので、そういったことをなさっているかどうかの確認はとれませんが、まあそういう疑いというか、不明瞭なままでありますので、それも若干の反対の理由ということで、この決議については反対の意思を表明したいと思っております。

以上です。

No.153 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

早川直彦議員。

No.154 ○11番(早川直彦議員)

市長の職権濫用問題及び農地法違反等の調査に関する決議について、反対の立場で討論いたします。

先ほどの山盛議員の反対討論にもありましたが、県の裁定を受けていながら、明確になってないところが多々あります。

また、質疑ができなくて、質問することもできない。非常に残念であります。

なぜ、この提案を出したときにですね、なぜ具体的にあらわさないのか、農地の取り扱いとは何かとか、市長の職員に対するとは誰から誰なのか、農地法違反に対する事項というのは、どの部分を指して、いつのことをいっているのか。

水稻生産実施計画書等というのは、どれとどれと、どれとどれの書類なのかというのが、もう明確になっていません。

これは非常に残念としか言いようがありませんので、これをもって、明確でないということで、反対の立場で討論いたします。

以上です。

No.155 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

(発言する者なし)

No.156 ○議長(安井 明議員)

以上で討論を終結し採決に入ります。

決議案第1号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.157 ○議長(安井 明議員)

賛成多数であります。よって、決議案第1号は原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。ただいま可決されました市長の職権濫用問題及び農地法違反等調査特別委員会の委員の選任を直ちに日程に追加し、議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.158 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま可決されました市長の職権濫用問題及び農地

法違反等調査特別委員会の委員の選任を直ちに日程に追加し、議題といたします。

お諮りいたします。ただいまから、特別委員会の委員の選任について、各会派間でご協議を願うため、暫時、休憩といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.159 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって暫時、休憩といたします。

午後4時43分休憩

午後5時6分再開

No.160 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

お諮りいたします。市長の職権濫用問題及び農地法違反等調査特別委員会の委員は、お手元に配付をしております特別委員会の委員選任表のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

No.161 ○議長(安井 明議員)

ご異議がありますので、起立をもって採決をしたいと思えます。

お諮りいたします。市長の職権濫用問題及び農地法違反等調査特別委員会の委員は、お手元に配付をしております特別委員会の委員選任表のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.162 ○議長(安井 明議員)

賛成多数であります。よって、市長の職権濫用問題及び農地法違反等調査特別委員会の委員は、お手元に配付をしております特別委員会の委員選任表のとおり決しました。

ただいまより、市長の職権濫用問題及び農地法違反等調査特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、暫時、休憩といたします。

午後5時7分休憩

午後5時25分再開

No.163 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

休憩中に、市長の職権濫用問題及び農地法違反等調査特別委員会が開催され、委員長及び副委員長が互選されましたので、報告いたします。

委員長には、平野龍司議員、副委員長には堀田勝司議員が互選されました。

正副委員長さんにはご苦労さまですが、よろしくお願いいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回は2月28日午前10時より本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後5時26分散会